

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (15.4定)			
日 時	平成15年12月15日(月)	開 議	午後 1時15分
		散 会	午後 9時57分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	秋山委員長、成田副委員長、山田・大橋・森井・吹田・小前・大竹・山口・新谷・北野・高橋 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、山口委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

上野委員が大橋委員に、大畠委員が森井委員に、若見委員が新谷委員に、佐々木勝利委員が山口委員に、古沢委員が北野委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に交代しております。

この際、資料要求があれば、申出願います。

北野委員。

北野委員

ただいま直前に、家庭ごみ有料化実施都市における歳入ということで、函館市と室蘭市の資料が出されました。これは、あまりにも私どもが要求していた資料とはかけ離れています。なぜこんな簡単なものを出したのですか。言っていることと違うでしょう。

環境部長

先ほど、理事会の中でこの資料要求のお話を承りまして、その際に私の方では、現在、手元にあるのは函館市と室蘭市ということでございますので、それぞれの人口と、それから平成14年度の歳入額、それが市民1人当たり負担をしている金額がどの程度であるか、こういったことについて資料として提出をしたいということで、このようにまとめさせていただいたものでございます。

北野委員

これだけでは、審議の参考に供する資料にはなりません。経過を言います。今年の9月22日の予算特別委員会で、我が党の若見委員のごみ有料化の歳入の見込みという質問に対して、環境部は函館市、室蘭市の金額を示し、これらを小樽市の人口に当てはめると、確かに3億円を超える歳入となると。しかし、これはあくまでも他市の例であってということをいろいろ説明しているのです。そして、それを受けて、同じく9月25日の厚生常任委員会、若見委員の質問に対して、間淵主幹が答えられていると。3億円ないし3億円を超えるということをおっしゃっています。そして、3億円のうち、資源化費用は確かに1億円は超えるのではないかと。そうすれば、残りの費用全部は一般財源となるのかという質問ですが、そうではなくて、有料ごみ袋作成費用に相当のお金がかかる。その手数料を徴収するためには、一般のコンビニ又は商店等に委託をお願いし、その委託の手数料、運搬等の費用、けっこう資源化費用のほかにこれらの費用が予想されると、こう答えております。これを、環境部長が一般財源に2億円入るということが先走られたら困るから、2億円がひとり歩きされたら困るといっているので、あなたは弁明しているのです。しかし、間淵主幹の言っているその費用、どれくらいかかるかという項目については否定はしていないのですよ。だから、私は9月25日の厚生常任委員会が終わった以降、あなたが答弁されたその根拠について、他都市の例でいいから、資料をメモでいいから出しなさいということを一貫して要求しているのです。ところが、今日の10時の時点でも、それは出せないということだったのです。それで、私は、それでは仕方がないから委員会で問題にすると、そういうふうにして別れたのです。そうしたら、直前になったら、ほかの会派かだれか知らないけれども、資料が出せると言い出したのでしょ。なぜこんなことになったのか。人をばかにしていませんか。

環境部長

ただいまのお話でございますけれども、私どもとしては、第3回定例会の減量等推進審議会の設置条例案を受けまして、11月5日に廃棄物減量等推進審議会を設置いたしまして、現在、ごみの減量化施策との方策としての有料化について、審議をしていると。そういう意味では、まだ小樽市として有料化をするかしないかということについての最終判断はしておりません。今後の審議会の答申内容や、あるいはまた、今後の市民説明会、そういったも

のを経まして、小樽市としては、最終的な有料化についての判断をしていかなければならないだろうと思っております。ですから、この中身については、今後さまざまな議論がされるであろうと思っております。そういった中で、現在、私どもとして答えられるのは、小樽市としてどうかということではなくて、あくまでも既に有料化を実施している都市の実態といったものを、私どもとして把握できる範囲で、これまでも議会の方にも、いろいろな質問に対してお答えをしてきたということでございます。

今回のお申し越しの件につきましては、私どもはこれまでも北野委員、あるいはまた、各委員の方からこの中身がどうなのか、つまり小樽市として私どもが言っている3億円を超えるという歳入の中身はどうかといったことを言われているわけですから、あくまでもそういった意味では他都市の例をとって、説明をしてきたわけでございます。そして、今朝、私どもの管理課長に、そのように伝えたということでございますけれども、しかし残念ながら、私の方には、意味を取り間違えたのか、あるいは意思疎通が悪かったのかわかりませんが、今の趣旨での話としては伝わってはいません。そういった意味では、今後ともじゅうぶん注意をしていきたいと思っておりますが、ただいまの各都市の実態につきましては、函館、室蘭に限らず、現在、調査をしておりますので、できるだけその資料については、提出をしまいたいと考えてございます。

北野委員

すり替えられたら困ります。新谷委員も代表質問で市長に聞きました。なぜ、政策課題の中にごみの有料化がのっていないかと聞きました。そうしたら、市長は、審議会に、今、諮問しているから、それは出せないのだとおっしゃっていた。私は、その限りでは納得していますよ。審議会に諮問しているのに、小樽市の態度を出せなんていうことは一回も言っていませんから。私が一貫して主張しているのは、あなたが今、いみじくもおっしゃったように、他都市の例をとって答えているのですから、それでいいから、他都市の例であればこうなるということ、各項目ごとに出しなさいということを行っているのですよ。そうすれば、上から下まで何種類かの都市の例が出るはずですから、私どももある程度見込みは立つという思いから資料要求をしたのであって、審議会に諮問しているのに、小樽市として有料化についてかくかくしかじかと、ごみ袋の製作費用に幾らとか、委託販売の費用が幾らとか、そんなこと出せなんていうことは一回も言っていませんよ。すり替えないでください。あなたが出すとおっしゃったその範囲のことを初めから言っているのですよ。今朝の10時まで断り続けてきたことについては、全く納得がいかない。

それから、これから調べるという話ですけれども、いったいあなた方は、何を見て仕事をしているのですか。私どもは、旭川市のホームページにアクセスしたら、函館市における家庭ごみ有料化の状況についてということで、函館市環境部から旭川市に対する回答がホームページに載っているのです。この中で、歳出の方で指定袋等製作経費、手数料徴収業務委託料、保管運搬業務委託料、管理維持システム経費、こう項目別に歳出の内訳が載っているのですよ。ちょっと見ればすぐわかるでしょう。こういう他都市の例を、小樽市の人口に換算したら幾らになるかと。それは、あなた方が初めから出せると言ってるのだから、どうして出さないのか。出てきたものを見たら驚きましたよ。函館市の人口とごみの手数料と人口1人当たり幾ら、小樽市の人口に換算すればこれぐらいと。これだけでしょ。こんなもの資料でなんか要求していませんよ。見解を聞かせてください。

環境部長

私も先ほどから説明しておりますように、課長の方で北野委員の方といろいろ接触をされたと思っておりますけれども、残念ながら、今、そういうような趣旨で私の方には伝わってはいなかったということでございます。したがって、今、早期にこの内容がまとめられるように、私としても作業を事務方に指示をしてございます。できるだけ早期にそういったものを提出をしたいと思っております。

ただ、今、お申し越しありましたように、確かに今そのようなホームページがあるということも、私、初めて聞きましたけれども、道内に10市を超える都市が既に有料化を実施していることを考えますと、今言った項目につい

て、すべて把握できるかどうかということについては、これはなかなか難しいのかなと思っておりますが、今お手元にあります資料程度の内容について、できるだけ早くにまとめて提出をしたいと、このように考えております。

北野委員

課長に責任をなすりつけるなんかはうまくないよ。課長だけとやりとりしたのではないですよ。あなたとは、当日を含めて3回やっていますから。あなたにも要求したのは、1回目は厚生常任委員会が終わった直後。あなたの答弁にかかわって質問しているのですよ。私は、小樽市の態度を示せなんて一回も言っていませんからね。それを今度出してきたら、あなた方は他都市でこういう経費がかかりますよという、そういうものも示されないのですか。だから、こういうことにならないように、手間がかかると思ったから、早くから要求しているでしょう。今度の第4回定例会に向けて質問するから、準備をしておいていただきたいと。出せないの一点張りでしょう、あなた方。今になって、理事会で問題にするとしたら、慌てて函館と室蘭の分は調べてありますと、出せますと。こんな人をばかにした話がありますか。あなたの説明では、私は絶対納得いきません。

環境部長

何回も同じことを繰り返すかもわかりませんが。

北野委員

いや、繰り返しは聞きたくないから、新しい姿勢で答えてください。

環境部長

私どもとしては、今まで北野委員の方からそのような他都市の例ということ、他都市の実態を知りたいと、こういったような趣旨としては、私も残念ながら受け取っていません。

北野委員

人の話、何を聞いていたのか。

環境部長

私の方で、その意味を取り違えたのか、あるいはじゅうぶん理解をしていなかったのかという点はあろうかと思っておりますけれども、それが実態でございますので、できるだけ早期に内容を調べまして、まとめながら提出をしたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

北野委員

これでやめますけれども、私は審議会との関係で、小樽市が審議会の審議を経ないうちに公表するなんていう、そういう審議会に対する無礼な態度をとるなんていうふうには思っていないし、そういうことは一回も要求していませんから。他都市の例をあなた方が答弁で言ったのですよ。だから、我が党としては、若見委員も他都市の例を聞いてこういうふうにはやっていると、そういうふうの説明をしたときに、ありがとうございますとお礼言っているぐらいですよ。

それから、市長の答弁に対して、新谷委員がそういうことは認められないなんて再質問してないでしょう。区分けてかかっていますよ。あなたの方が人の話をまともに聞こうとしないか、わかっている資料を出したくないか。市民に対する負担をかけるかどうかということを審議するのだから、少なくとも今言った控えめな資料については、スムーズに出していただきたいと。これは謝罪を要求しておきますから、考えておいてください。

委員長

付託案件を一括議題といたします。

これより、政策課題に関する集中審議を行います。

なお、本日の質疑は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

自民党。

大竹委員

今日は、政策課題に対する集中審議ということでございます。北海道もそうですけれども、道内の自治体、それぞれ皆さんが財政再建に向けて、たいへん苦しい状況であろうかと思っております。小樽市もそのような状況の中で、これから先、どのようなことをしていくことが市民のためのサービス向上となるのかということで取り組まれているとは思いますが、その中で、市民自身がいろいろなことを知らなければならないということが当然あるかと思えます。というのは、市民と協働する行政といいますが、そういう中で物事をしていかなければこれからは大変だということは、たびたび市長もおっしゃっておりますので、そういうことを踏まえながら、情報開示の点も含めまして、いろいろ質問してまいりたいと思えます。

まず、財政再建についてでございますけれども、小樽市も昭和31年から34年まで財政再建団体になったという経緯がございます。あと、病院関係でもたいへん苦しい状況がありまして、いろいろな再建団体的な形で処理されたこともありました。また、昭和50年には、小樽市自体が今日の小樽市の状況と同じような形で、財政が大変であるということで、再建団体になるのではないかと、それほど心配された危機的な状況もありましたけれども、そのときはとりあえず回避することができて、現在があるわけです。

財政再建団体になる条件について

まず、財政再建団体となる地方自治体の条件、これは小樽市に当てはめたときに、どのような条件で再建団体となるかということから、お知らせ願います。

（財政）財政課長

財政再建団体、正式には準用再建団体というのですが、この条件として、今、示されているのは、標準財政規模、わかりやすくいいますと、市税と交付税をあわせた規模に近いのですが、その20パーセント以上の累積収支の赤字が発生したときには、準用再建団体にならなければ起債が認められないというようになっております。

大竹委員

そのような状況になった場合ということですが、現在の状況は、どのようなパーセンテージになっているのでしょうか。

（財政）財政課長

平成14年度の小樽市の標準財政規模は約338億円ぐらいでございますので、この20パーセント、66億円の累積赤字になっていけば、赤字再建団体を選ばなければならない。ただ、この標準財政規模自体は年々変わっておりますので、その時点その時点で多少変わっております。

大竹委員

今、14年度で締めたとしますと、それがどのぐらいのパーセンテージになっているのかということをお聞きしたいと思います。

（財政）財政課長

今、言った累積収支の赤字というのは、形式的に表れるものでございますので、14年度決算では小樽市の一般普通会計は1億4,000万円ほどの黒字決算でございますので、そういう意味では赤字のパーセントはないということでございます。

大竹委員

それでは、再建団体となった場合、予想されます市民サービスへの影響という面を、主な部分で述べていただきたいと思えます。

（財政）財政課長

過去の例や他都市の例などから考えてみますと、基本的には議会のご承認を得て、小樽市が作成して財政再建計

画をつくるのですが、仮に20パーセントを解消するとなると、かなりのことをやらなければなりません。その主なものとしては、今、私どもがやろうとしている部分と重複する部分もあるのですが、人件費などの管理経費の徹底した削減でございまして、これらについては、昔の例からいいますと、一々この部門は人が多いから削れとか、そういう国からの指示もあるかと思えます。そのほかに、基本的には単独の事業ができなくなります。例えば、公共事業であれば、道路や公園、学校の建替えなどは抑制されます。それから、市で単独で行っている医療助成なんかは廃止されます。そのほかに、市税は、今だいたい標準税率ぐらいなのですが、これを制限税率まで求められます。そのほかに、保育料とかも国の基準どおりまで求められます。このほかに、特別会計は、独立採算性をきちんと守るといことで、繰り出しをしないように各会計の使用料等の値上げが考えられます。

大竹委員

それは、サービスを含めた全体的なことでございますけれども、市役所の機能・機構といいますが、そういう面に対する影響というものについて、お知らせ願いたいと思います。

(財政) 財政課長

市役所の組織・機構でいいますと、これは財政再建計画をどのようにするかということもありますが、昭和30年代の再建団体になったときには、私ども小樽市から出した再建計画に対して、国からの指示がありまして、それによりますと、消防職員は他都市より多いから削れとか、臨時職員や学校の用務員は多いから削れとか、そういうことが指示されております。

大竹委員

そういうような中で、できるだけ赤字を出さないように持っていくような形で、いろいろな負担も出てくるだろうということが、今、伺えたと思います。

そこで、今回、財政再建に向けた見直し部分がいろいろございますけれども、その中で平成16年度ということをもまず一連の中で考えていただきたいと思えますけれども、見直しをすることによっての削減金額、これは予想ということになるかと思えますけれども、それについて何点かお聞きいたします。まず人件費の削減計画が上げられておりますけれども、減額金額はどのぐらいと積算しておりますか。

(財政) 財政課長

16年度の予算につきましては、ただいま各部から要求を出してもらいまして、これから予算編成ですので、金額的には多少ずれるかもしれませんが、私どもが今、考えているところでいきますと、人件費については15年第2回臨時会補正後の数字でいきますと、9億円弱ぐらい減らせるのではないかなと踏んでおります。

大竹委員

次に、歳出の見直しの中に、廃止を検討する事業が挙げられております。実施年度、16年度、最後に17年度というのがありますけれども、16年度の中で廃止による削減金額の総トータル、これをお知らせ願います。

(財政) 財政課長

廃止事業は、15年度の予算が廃止ですので、16年度にはなくなるというふうを考えております。10本、皆さんにお示ししたのですが、そのうちの9本分で事業費ベースで約1億円程度でございまして、それに要する一般財源、4,000万円程度を考えておりますので、その4,000万円が効果として出てくるのではないかと考えております。

大竹委員

次に、休止、延期による削減金額、それとあと同じようなこととなりますのでまとめて聞きます。それと再編・統合による削減金額、それから受益者負担を求めることによる削減金額、そこまでお知らせ願います。

(財政) 財政課長

休止、延期による削減金額、お示ししました3本のうち、歴史的建造物の補助金につきましては、16年度は今のところ、財政課としての見込みでは半分程度の補助金額を考えておりますので、15年度2,000万円だったものが1,0

00万円程度かなと。消防音楽隊につきましては、直接経費としては40万円弱かなとっております。それから、道路等の建設事業は18年以降にございますので、今、すぐには数字が出ません。それと、再編・統合ですが、7本お示ししたのですが、それに要する一般財源、約1億6,000万円程度でございますが、今のところその中で決まっているものは、ふれあい見舞金、重度身体障害者見舞金の統合でございますが、ここで一般財源で2,500万円程度、敬老祝い金と高齢者の祝賀経費については、これから予算の中でどの程度の経費がかかるかやっていきたいと。それと、そのほかの委託関係でございますが、委託料はこれから予算編成の中で、じゅうぶん金額を詰めていきたいと思っておりますので、ちょっと金額は出ておりません。それから、受益者負担でございますが、6本の事業をお示しいたしましたが、このうち、ふれあいバスについては、まだ半分程度の受益者負担は求めておりますが、市の方の影響額というのは、バス事業者に支払う金額をこれから詰めていきますので、まだ決まっておりません。それから、放課後児童クラブ、これも有料化を考えておりますが、だいたい私どもは道内の平均4,000円から6,000円の間ぐらいかなと考えておまして、仮に真ん中をとって5,000円程度ということになれば、2,000数百万円になるかなというのが、これは財政課としてのもくろみでございます。そのほかにつきましては、受講料でございますので、だいたい経費の半分ぐらいまではご負担いただきたいと思いますと思いますが、これは三つ合わせても数十万円かなとっております。

大竹委員

新規拡大を検討する事業について

新規拡大を検討する事業というのが6番目に挙げられておりますけれども、これによる歳出金額はどのぐらいと見込んでいますか。

(財政) 財政課長

これもこれから予算編成の中で変わるものですから、金額的には明確にお示しできないところなのですが、住民票等の交付関係につきましては、さほど基本的には市の負担がないような形で考えたいと、財政課では思っております。それから、保育所の拡充、拡大、50名ということで、基準どおりの保育士を雇えば5名程度必要なのかなと思いますが、その雇い方、現在、市にいる保育士とのやりくりとか、そういうものを考えていきたいとは思っています。次世代支援対策につきましては、来年度は計画策定でございますので、さほど金額はかからないと。西部地区への救急自動車の配置につきましては、これは一定程度救急車に乗せる資材等の整備がかかりますので、数百万円程度の考え方でございます。これもこれから査定の中で細かく見ていきたいということでもあります。放課後児童クラブの拡大でございますが、これも指導員等をどこにどれぐらい配置するかということもありますが、経費としてはおよそ1,000万円程度になるというように考えております。

大竹委員

新規拡大を検討する中で、住民票の交付など、これはコンビニとかでやられることになろうかと思っておりますけれども、市の負担なしという形でできるのかどうかお知らせください。

市民部次長

住民票等の交付の新規に実施しようとしている内容でございますけれども、今、大きく基本的には四つぐらいの点を考えているのですけれども、これにつきましては、例えば市役所の当直室を利用して、要するに市役所が閉まった後の時間外に交付をするだとか、それから休日に当直室で住民票等を交付するだとか、こういった内容なのですけれども、基本的には今言いましたように、既存のものを利用するだとか、現在いる職員がこれをやったらだとか、そういう考え方に立っていますので、基本的には、今、財政課長から話しましたように、新たに多額の費用がかかるという形では考えておりません。

大竹委員

前に出てきたと思っておりますけれども、コンビニ等でそういうことをするという話は出てきませんでしたか。

市民部次長

この四つの内容になりますが、今、連絡所をやっておりますから、この連絡所にかわるものとした場合に、最寄りのそういう場所がなくなるといことなものですから、そういったことで今考えておりますのは、市内のコンビニエンスストアは24時間営業ということですので、今、これにつきましては、利用する方の希望というのは、仕事だとかそういう関係がありますので、市役所が開いている時間では交付を受けづらい、難しいと、そういったことから、市役所の業務時間外にやっている最寄りのところで、利用する方の好きな時間にとりたいという希望も多いものですから、市内のコンビニを利用して、取次交付をしたいと考えております。ただ、これにつきましては、コンビニ側としては、当然それをやる場合、取次手数料がかかるわけなのですけれども、一部受益者負担ということで、利用する方に負担していただきたいという考え方に立っております。

大竹委員

その辺、詳しく知りたいのですけれども、コンビニエンスストアに頼んだとします。そこで扱ったときに、受益者負担ということで、今、手数料の300円がございますよね。そのほかに費用のかかる分、その分を負担していただくということで考えるのか、300円は300円として、そのうちの200円なら200円を手数料としてコンビニに払うのか、その辺のやり方というのは、どういうふうになるのですか。

市民部次長

コンビニを利用した場合の住民票の写しを交付するということですが、この住民票の写しの手数料は現在200円なのですけれども、今、この手数料の改定で16年4月1日から300円にしたいという考え方を持っていますので、実際には利用する場合には、住民票の写しの交付を受けるといときには、現在であれば手数料200円と、それとこのコンビニエンスストアを利用した場合には、取次手数料、今話を進めていますけれども、1通当たり50円程度というような話がありますので、現在、こういうのをやるとした場合には、利用者は250円必要かと考えております。

大竹委員

ここで考えたいのは、確かに現在、手数料という形で200円いただいていますけれども、この費用自体はどういう性格を持っているのか。それと市民サービスの関係で考えますと、考え方によっては、手数料自体の200円、その中から出して小樽市が発行する、確かに手数料もほかのこともかかるかと思えますけれども、そのまま負担増にならない形の中で、サービスができてもしかりではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

市民部次長

住民票の写しの手数料というのは、証明手数料ということで、現在、市の方で住民の皆さんの記録を日々絶えず管理していて、請求のあったときに、市民の皆さんに証明書を発行するということから、証明書を発行するに係る手数料を負担していただくということで、住民票の写しは200円になるわけです。さらに、今、新たにやる場合のコンビニエンスストアなのですけれども、やはりこれは民間を利用して、取次交付をしようということですので、民間側としては、そういった住民票の写しの交付を市に協力して、そういった最寄りの利用しやすい場所のコンビニエンスストアを利用するということなものですから、やはり民間側としては、これを実施する場合には、いろいろ細かな売上金の集計、この取次ぎに係っているいろいろな手数料もかかるわけなのです。そういったことから、なるべく利用者の皆さんには、負担を強くない形でもって1通50円程度ということ、これはどうしてもコンビニ側としては、この交付の際のいろいろなものを店舗ごとにまとめるだとか、本部に集計するだとか、いろいろと手間暇がかかるわけなのです。そういったことから、新たに50円程度は、どうしても取次手数料がかかるということでございますので、この部分につきましては、利用者の方に負担していただきたいという考えでございます。

大竹委員

今の問題につきましては、決定したことでございませぬので、これからいろいろな検討をしていく中で、市民サービスということを考えたときに、どうあるべきかということ。それとまた、市民が利用するに当たって、どこに行っても同じだということがけっこう望まれるのではないかと思いますので、これからの検討事項ということで

考えていただきたいなと思います。

救急自動車の配置について

それと、西部地区の救急自動車の配置ということで、これに数百万円ということが、先ほど、答弁がありました。これは、小樽市全体を考えますと、高齢化社会で、救急自動車の利用が非常に多いという中で考えられたことだと思います。そういう中で、確かに財政的に大変だということがありまして、実は私自身も小樽市全体を考えたときに、ある団体が小樽のために何かしたいと、300万円あるけれどもどうしたらいいだろうという話を受けたことがあります。そうした中で、いや、救急自動車ということは、今少ないのではないかと。それにはかなりのお金がかかるのだということをお話ししたら、いや、それならやっぱり300万円協力したいということで持ってこられたのですが、どの辺のどう行き違いがあったのか知りませんが、それが銭函の方の東屋に化けてしまったという経緯がありまして、詳しいこと、その内容はわかりませんが、たしか限定されて来たはずですが、そのようなことがありましたので、その経緯はどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

財政部長

そういうことの話が過去ございまして、ただ、それについては、今、財政課長が申し上げたのは、救急自動車の配置にかかわる関係の経費ということで、この程度で抑えたいと申し上げたのですが、救急自動車自体は相当高額でございます。それで、その当時の話として、300万円だったでございましょうか、そういう話がございましたけれども、やはりそれだけでは購入ができないということもございました。それと、団体の方は、救急自動車をもし購入するのであれば、どうしても名前を入れていただきたいとか、そういうこともございましたので、できましたら、全額をいただければいいのですけれども、そうはなかなか相手もございまして、その辺のこともございまして、それで担当の者から相手の代表の方にお話をさせていただきまして、こういうような事情もございまして、それで持ち込めるといいますが、いただける金額に相応するようなものとして、今、小樽市でこういったものもひとつ考慮しているのだけれども、それでいかがだろうか、そういうお話を申し上げましたところ、相手側の方からのご了解を得たということで、そういう整備にご寄付をいただいて使用させていただいたと、こういう経過でございます。

大竹委員

これから、市民との協働という形の中でお互いがある部分を出し合いながら、行政とも一緒に形の中で市民のサービスに貢献できるようなことをしていかなければならない。行政だけでは、なかなかその辺財政的に大変な中で、できないということであれば、なおのこと、そういうようなものを訴えていく、あるいはニーズに対して、そのように積み上げていくと、そういうようなことでお互いさまでやっていかなければならないのがこれからだと思います。そういうようなことがありまして、けっこう先になるにしても、目先だけのことでなくて、長期的なものを考えた中でどうしていかなければならないかという判断も、これからしていかなければならないことだと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

財政部長

確かに、そういうことも非常に大事だと思います。私も、とにかく財源が不足しておりますので、いただいたものはすぐ使いたいということになるのですけれども、しかしながら、将来のことも考えて、そのように少しずつ積み立てて、団体の意を体するような形にしなければならないことがあるかもしれません。例えば市立病院の新築のためにということで、3,300万円も集まっております。それは当然膨大な経費から見ると、まだまだ比率は少ないけれども、しかしながら、そういうことを皆さんがお考えいただいて、若干の寄付をいただいて、少しずつですけれどもたまってきているものでございますから、そういうふうに皆様方のいろいろな意を体して対応していくことが大事だと思います。

大竹委員

歳入の増収見込額について

次に、歳入の見直しという項目がございます。手数料の見直しや国保料の見直し、減免制度の見直しとかということがありますが、そこにおいて、予想される増収見込金額、これについてはどのぐらいになりますか。

(財政) 財政課長

今、計画の中では、手数料の見直し、今回、条例を出ささせていただいておりますが、これでだいたい1,500万円程度。保育料は段階的に値上げすることを考えておりまして、16年度は3,000万円を少し超えるぐらいかなと思っております。そのほか、入湯税につきましては、まだこれからいろいろな関係者とも詰めていかなければなりません。5,000万円から1億円の間に、この辺で考えております。その他の見直しの金額につきましては、減免が大きいわけですが、減免は歳入ではなくて、繰出金が減る要素になるのですが、それは1億二、三千万円程度と考えております。そのほかにつきましては、これからいろいろ考えていかなければならないと思っております。

大竹委員

今いろいろと数字も挙げてもらいました。その中で、今回の見直しによります16年度の歳入と歳出金額、それはどのぐらいの差になってくるのか、その辺を計算して答弁願いたいと思います。

(財政) 財政課長

16年度予算につきましては、まだ一般財源が不確定でございますので、その一般財源である市税とか交付税を除いて、今回の見直しでは、私ども今回16年度予算をつくるに当たりまして、各部へ予算要求額を示しました。これは、この健全化の見直しを踏まえて、一定程度その目安として出しておりますので、これからの予算査定の中で変わっていくわけですが、その目安でいきますと、事業費規模では20億円弱ぐらいの削減、一般財源ではこの中で増分が非常に多いものですから、何とか数億円の一般財源が15年度に比べて残せばいいなということでございます。

大竹委員

確認しますけれども、歳出の減となるのは20億円、増となるのは数億円ですか。

(財政) 財政課長

事業費で20億円を残して、それに必要な一般財源のベースで数億円、1億円から2億円、もうちょっと多ければいいなと思っておるところでございます。それはなぜかといいますと、15年度に比べて非常に繰出金ですとか、借入金の返済ですとか、そういうものが増えている要素がございますので、そのような形になっております。

大竹委員

少し意味がわからなかったのだけれども、歳出金額と歳入の、今、見直すことによつてのその差額金額は。

(財政) 財政課長

見直し分だけでは、出していないのです。増える分と差し引いての額ということで、差引きで一、二億円。だから、単純に増えるものと考えても10数億円の一般財源ということですので、それらを含めると、一般財源の効果、削減効果としては、先ほど人件費で約9億円弱と申し上げました。そのほかも含めると、10億円以上の削減効果としては出るようでございます。そういうふうには思っております。

大竹委員

そうしましたら、一、二億円の差引きのプラスという考えでとってよろしいですか。これだけについていえば。

(財政) 財政課長

削減効果としては、人件費も含めて10数億円程度になると。ただ、15年度にはなくて16年度に増える事業というのがいろいろございまして、それが10億円ぐらいあるものですから、それを差し引くと実際に15年度に比べて16年度どれぐらい楽になるかということ、数億円程度ではないかということでございます。

大竹委員

今、各部の予算要求額を示した中でやっているといいますけれども、これに向けての方向性なのですから、ゼロベースといいますか、ゼロから全体を立ち上げていくという形にするのか、今までの流れの中で削れるものを削り、増やすものを増やすという形でいくのか、その辺の考え方はどうですか。

(財政) 財政課長

確かに、国としては、予算はマイナスシーリングだとか、ゼロベースとかいろいろあると思いますが、今回の事務事業の見直しは、すべてについて見直しということでございますが、21世紀プラン自体は、今、もう動いているわけでございます。21世紀プランの精神を踏まえて、その中でどのような経費で何ができて何ができないのか、そのような考えでございますので、ゼロベースとはちょっと違うとは思いますが、ただ、経費の積上げはゼロベースでやったと考えております。

大竹委員

その中で、世の中の流れもずいぶん変わっていますし、事情も変わっておりますので、その辺をしっかりと見た中で施策の費用というか、事業を考えていただきたいと思いますと思っております。

団体に対する財政支援について

今回の計画に対して、聖域なく見直すということが大前提になっているかと思っております。その中で何点かお聞きしたいのですが、補助とか、助成、それから交付金関係なのですから、それぞれそれを支給している主な団体、どのような形態でもって団体が成り立っているのかという点について、お伺いしたいと思います。

(財政) 財政課長

団体に対する助成ということで、運営とかの財政支援ということで考えているのかと思っておりますが、まず、補助金として支出しているもので、大きな団体ですが、総連合町会に補助金、15年度で約1,300万円支出しております。シルバー人材センターの事業費補助金として1,600万円、そのほかには、これは財政支援ということで、私学振興補助金ということでだいたい1,500万円、そのほかには商工会議所の運営費で600万円、商店街振興組合に対して300万円、物産協会に対して450万円、中学体育連盟補助金として540万円、あと助成金という名前では財政支援は出しておりません。交付金ということでございますと、大きなところでは社会福祉協議会への交付金で2,800万円ほど、観光案内所の運営費交付金ということで観光協会に950万円ほど、市の職員福利厚生会に800万円ほど、このようになっております。

大竹委員

今、補助金を支出しているということについて、いろいろあったのですけれども、どのような運営形態なのかという面を聞いたつもりなのです。いろいろな団体がありますけれども、この補助金や助成金がないと運営できないというような状況であるのか、ないのか。それが今、助成金なり補助金をいただいているがゆえに運営できているとか、その辺、どういうふうになっているのかが聞きたいのです。なぜならば、これから財政が大変になってきますと、みずからその辺の財政的な面も捻出しながらやっていかなければならないという、そういう状況になるのかと思うのです。そういう面から考えて、今、言った質問については、どうですか。

(財政) 財政課長

個々のことについては、時間の関係もありますが、全体的な考え方として、今、説明した団体については、総金額が大きいところでございますが、そのほかにも少額で運営費を7万円とか、10万円とか出しているところもございます。それで、今回の見直しの中では、負担金補助及び交付金については、今後抜本的に見直すという健全化の視点の中で説明申し上げましたが、これらそれぞれの団体がやっている仕事、そこにかかっている経費、それと市の事業と振りかわりでやっていただいたり、市民との協働とかの形がございますので、これから予算編成過程の中で中身を一個一個点検しながら、全体のバランスを考えて決めていきたいと考えてございます。

大竹委員

そういう中で、いろいろな団体があろうかと思えますけれども、補助金、助成金あるいは交付金の中でのある程度の管理費といいますが、人件費といいますが、そういうものが主体になるということによって支出されているとしますと、いかなものかなという気もしないわけでもないのですけれども、人件費的な補助・助成、そういうようなことがされている団体はあるのでしょうか。

(財政) 財政課長

財政支援の中には、事業ばかりではなくて、それぞれの団体がどのような人を雇って、どのような事業を、通常の事業として運営するためには、どんな金額がかかるかということで、一定程度人件費も考慮に入れて補助しているものもございます。

大竹委員

そういうようなことで、人件費的なこともあるのですけれども、一番、今一般の方は、全国的にも、全道的にもそうですけれども、特に市のOBが行っているところの問題について、どうしても別な目で見られるということがあろうかと思えます。そういう中で、どこまでどうという、その団体がどうなのかはわかりませんが、本質を考えますと、私は、これからはその組織自体がきちんと積み上げてきた人間の中でもって運営されるべきだろうという考えを持っています。ですから、確かに行政とのかかわりを持つことによって、その辺のプラスになる部分もあろうかと思えますけれども、これからは少ない財源の中でやりくりしていくとなれば、自助努力の中で運営していただいて、社会的な役に立ってもらう、そういう事業をしていただくという形にならざるをえないのではないかと思いますけれども、その辺はいかがですか。

財政部長

一般的な考え方は、今、財政課長から申し上げました。そして、市のOBとの関連とかということもございませうけれども、例えばシルバー人材センターであれば、国策という意味でスタートして、関係の自治体も一緒になって協力するところからスタートしているというような、そういった事業もございませう。現在も市のOBが行っておりますけれども、その部分については、市のOBでなくても、だれかかれかを雇えばお金がかかると。OBについても、確かに人件費の相当部分の助成もやってございませうけれども、これは一定程度かなり抑えて、ここ数年の間に指導もしておりますから、そういう流れになってございませうし、あるいはまた、その他の団体につきましても、例えば社会福祉協議会も数名が行っておりますけれども、これは市の委託事業といいますが、本来は行政が相当の部分を持たなければならないというような事業が、これはかなり昔から社会福祉協議会が窓口になって実施してきていると、そういうことございませうから、そういう意味ではOBが行っていても、特に在職中のいろいろな経験を生かしてやってもらう。ただし、給料等については、相当やはりこれも絞って、我々委託料を出すときに見ておりますから、そういう中でやってございませう。確かにおっしゃることも理解できますけれども、そういうような事情もございませうので、そういう今の委員の視点は、確かに大事でございませうから、我々としても、今後補助ナリの場合については、そういう観点でもって中身についてはきちんと見ながら、そしてやっていかなければならないと、こういうふうには思っております。

大竹委員

それで、よく皆さんがおっしゃるのですけれども、他都市との比較ということが言われるのですけれども、今の件に関して他都市との比較ではどうなっていますか。

(財政) 財政課長

たいへん申しわけございません。私ども、今の段階でそれぞれの団体は、他都市ではどのように補助をしているのか、そこまで調べてございません。これから調べさせていただきます。

大竹委員

そのようなことも参考にしながら、どうであるかということ、市民に対して、公平な形でもっていっているの

だと。そういう形でいっているのだから理解していただきたいという部分もあるだろうし、また、逆に直さなければならぬ部分があるからどうするのだということ、これから必要になってくると思うのです。今回のいろいろな形の中でやられていること自体が、市民の目から見たときに、それは公平な見直しであるということが、まず大事かと思えます。そんなことに向けて、今回の見直しについては、聖域なく見直すという形の中で、しっかり市民が公平感を持てるような形にしていくのだという、そういう決意があろうかと思えますけれども、その辺いかがでしょうか。

財政部長

本議会が始まる前に、各会派の皆様にもこの内容は話をさせていただいております。その中で、今回の健全化を進めるに当たっての視点というものもお話をさせていただきました。いかにこれからこの財政危機の中で、安定的に持続的に行政を運営するためにやっていかなければならないのかと。そのための目標としては、これは絶対に再建団体の転落だけは避けなければいけない。そういう中で、いろいろな歳入歳出についての視点もお話をさせていただきました。そういう中で、市民の皆さんのやはり理解と協力がなければできません。今、委員のお話、確かにそのとおりでございますので、そういった視点で今回の健全化を進めてまいりたいと思えます。

大竹委員

代表質問に関連した部分で3点ほど聞きたいと思えます。

管理委託制度の改正について

財政再建にも当然係ってくる問題で、議案第6号についても質問いたしました。その中で、管理委託制度が指定管理者制度に改められるということの中で、ご答弁いただきましたが、その中で観光物産プラザばかりではなく、市民会館や博物館など、現在、直営で運営している施設についても、その管理を行わせようとする場合には、この制度がというふうになりますけれども、私は博物館というものについてちょっと引っかかったのです。博物館というのは、博物館法の中で管理者を定めなければならない、それから学芸員を定めなければならない。そうしたときに、管理者が定められているものは、今回のこの中からは除くということだったはずなのですが、その辺はどうだったのかなという部分を1点聞きたいと思えます。

(総務)総務課長

この点に関しては、総務省の方から通知されてきておりますことを要約いたしますと、あくまで法令等によりその管理が地方公共団体において、ある意味直営として特定されているもの以外は、極力広く考えなさいという趣旨でございます。博物館につきましては、今、委員言われましたように、確かに館長ですとか、学芸員ということは、博物館法の中で定められておりますけれども、その管理自体を公共団体がみずからやりなさいということまでは法の中にございませんので、私どもとしては、また今、他都市の状況、情報を得ている中で、これら図書館を含めて、範ちゅうに入るものと考えてございます。

大竹委員

そこで、今の話ですけれども、小樽市の条例の中では、館長及び学芸員については、どういう形で定めていますか。

(総務)総務課長

今の関係がありますので、私の方から答弁させていただきます。博物館条例の中では、博物館を管理させるため館長を置くというふうになってございます。それから、市の条例の中では、学芸員については特に定めてございません。

大竹委員

ですから、条例を改正しない限り、委託管理はできないということでしょう。だから、条例を改正すれば何でもできるという話になってきますと、今、こういうふうに出てきて、博物館、現状の中で今すぐやるといったら条例

改正をしなかったらできないわけですよ。だから、そういうようなことはちょっと違うのではないかなということなのですけども、それはどうですか。

(総務)総務課長

この公の施設の指定管理者という制度を入れていこうと思いますと、どうしてもこれからというのは条例を改正していかなければなりません。現実、今、館長やいろいろな職員がいるわけですから、そこをそういう形で開放して、ある程度民間にお任せしていこうということになりましたら、当然条例を改正して、また、指定管理者をどこにしていくなか、すべて議会にお諮りする中で進めさせていただくことになると思います。

大竹委員

それで、今、お聞きした中からいきますと、博物館、美術館、図書館というものは、そういう中でもって考えていくのだという姿勢が私には受け取れました。それが、現実の中でどうなのかということも議論されての上の話だと思いますけれども、そういうふうにとってよろしいですか。

(総務)総務課長

私、答弁をこの場でさせていただいているのは、決して今挙げたところを指定管理者を採用して、民間に開放していくということを前提で申し上げているわけではなくて、代表質問でありました、その範囲としてどこまで入るのかという部分でお答えいたしておりますので、そういう部分ではそういういろいろな施設も広く入ってくるだろうということを申し上げております。実際に選択するかどうかというのは、あくまで慎重に判断し、議会の議論をいただいて決めていくというふうなことを考えております。

大竹委員

現状ではありえないことですね。そういうことでとらえております。

外部評価について

それと、財政健全化ということで、外部評価の問題についてもお話ししたのですけれども、答弁の中でいろいろな文言があるのです。そういう中で、ちょっとどうかと思った点がありますので、お尋ねいたします。

答弁の中で、市民の行政事務に対する熟知度や委員によって評価の方向性が変化するなど課題があるというような表現をされております。市民の行政事務に対する熟知度が低いような表現になっております。そういうようなことで市民というものをとらえているとすると、協働という言葉は、ますます合意の中でもってやらざるをえないというようなことではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

(企画)福井主幹

外部評価についてでございますけれども、外部評価は市民による有識者等の委員構成による外部評価と、それから第三者、いわゆる外部評価という二通りの方法があるかと思っておりますけれども、今、想定しているのは、有識者等委員の委嘱による外部評価ということで、まず我々自身が内部評価をしたものを外部評価していただく、審議していただくという前提の中で、そういう内部評価を充実させることがまず第一であるということで、まだ我々の熟知度が達していない中で、市民の行政の熟知度と委員によって変化があるということでは困るので、そういう成果指標をじゅうぶんに把握しながらやっていかなければならないという意味で、答えているところです。

大竹委員

まるっきり答弁とは違うのですよね。市民が熟知度が低いという表現で答弁をされているのです。非常に市民に対してどうですかね。私としては、なかなか言えないことではないかなと。今、お話になりましたが、職員の方の熟知度が低いということでは、はっきり話が違います。また、熟知度が低いということをこういうところで話されること自体も、私はどうかと思います。ですから、そのような中でもってやるとするならば、市民も参加する意欲を持って、一緒に協働しながらやっていくという話の中でいったときに、その辺市民の考えといたしますか、心といたしますか、気持ちといたしますか、そういうものについても配慮がなければならぬという面が、ここにあったかと

思っておりますけれども、いかがですか。

企画部長

ここで答えしているのは、基本的に現状の中で行政制度なり、一つ一つの事業評価というものが、私ども職員という立場では、いろいろな意味でそういった事業の成り立ちも含めて把握をしながらしてきているけれども、一般的なこういった委員なり一般市民が、どこまでそのあたりの同じベースといたしますか、そういった意味で把握しているかどうか、こういったことも含めて、我々としては現状の中でどの程度一般市民に、その行政手法なり、行政のこの事業のやり方なりが浸透しているかという、こういった我々自身の問題点も含めて、この熟知度そのものがある一定水準になったのかどうかという、このあたりによっては、当然私どもは内部評価をする側の考え方と外部の評価をする考え方というのは、相当かい離が出てくるという、この辺の問題が、今、主幹が言ったように内部評価そのものもまだきちんとしていない、できない現状にある中で、今、ストレートに外部評価まで手をかけていくというのは、かなり課題があると。このような意味合いの表現として使わせてもらったということで、決して市民自体がわからないものに立っているというような、そのような意味で使ったつもりはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

大竹委員

そのようなことで、確かに行政の方が知っているとは限らないわけですね。民間の方が知っているということだっていると思うのです。そういうことをお互いが出し合った中でやらないと、協働という作業はできないと思うのです。確かに今の情報社会ですから、皆さんが知っているのはかなり専門的であろうかと思っておりますけれども、そうでない観点からものを見て、世の中を運営していくという中では、皆さん方に足りない部分だっているか。そういうようなことを謙虚に受け止めながら、協働という形にしていかなければ、ワンサイドでもって行っているという、今までの縦割り行政的なもののやり方でなくて、これからしていかなければならないということを市長がよくおっしゃっています。そういうことから考えますと、やはりその辺もお互いに譲り合うところは譲り、わからないところをわかり合うという形の中で進めていかないと、ワンサイドで物事を言っていると、どこかでひずみが出てくる可能性もあろうと、そういうようなことが非常に心配なものですから、今、あえて言ったのですけれども、どうですか、その辺のご意見は。

企画部長

ただいま申し上げたように、決して私どもがすべて知っていて市民が知らないというのではなくて、基本的に外部評価をするに当たっては、内部評価をいつでもきちんとしたものを職員が持たないと、外部評価に対する問題提起というのは具体的にできないと。そのことが、先ほどから申し上げているように、自分もできないのに市民に対して提供していくという、こういう形にはならない。そのことで、じゅうぶん熟知をしていただけないという我々側の準備不足がまだあるのですよという、こういった中で外部評価にストレートにいくということが問題ありという、こういった考え方でございますから、私どもとしてはじゅうぶんみずからのこういった行政手法・評価を用いながら、どの程度こういった事業の評価をできるか、そして勉強していくのかという、こういったことを課題にしながら、改めてまた外部評価について検討なり、研究させていただきたいと思っております。

大竹委員

ですから、財政再建に向けては、内部評価・外部評価も含めて、やはり市民と一体となった共通括弧でくくれる部分を多くしてやっていかなければならないということがありますので、もう少しお互いが近寄っていかないと、かい離した中で行政不信に陥ったら何もなりませんから、その辺よくそういうことを吟味しながらやっていただきたいと思っております。

民間委託について

それであと、ごみの問題で提案いたしましたけれども、これについては年間2億4,000万円ぐらいの経費が余分に

かかっているということも申しましたけれども、民間委託をするにしても、民間委託をすることがすべてではなくて、民間委託をする以前に、その辺の経費のかかり方を、広範囲で考えていく必要があるかと思imasので、そういうことでいろいろ検討していかなければならない大きな問題があるかと思imasので、ですから、単に目先のことでなくて、その先まで考えた波及効果もすべて考えた中で物事をしていかないと、後で取り返しのつかないことになって、ぱたりといっても困るわけです。ですから、そういうような大きな目でもって各方面から見た判断の中で、物事をやっていかないと、どうしても偏りが出てくる部分もあります。市民から見て、このやり方は偏っているねと言われることもあります。そういうようなことがないように、大変な財政事情の中でござimasから、その辺じゅうぶんに吟味しながら進めていっていただきたいと思imasけれども、最後にいかがでしょうか。

総務部長

民間委託の件ですけれども、ご承知のように、民間委託を進めるときには、まず業務の効率化というのを第一に挙げなければならない。それともう一つは、費用対効果、こういう考えで進めるというのが基本だと思うのです。小樽市としても、そういう観点で今まで民間委託については進めてきたということでござimasして、今後についても、委員のおっしゃるように、当然全庁的なものもあるわけで、民間の委託については、効率的な人員配置に留意して考えたいと思imas。

大竹委員

最後に、あと、これは答弁もありませんけれども、議会の方も我々の会派といたしましても、皆さんと協働した中でやっているのだという、そういう共通の認識を持ちながらやっていきたいと思imasので、これからもひとつよろしく願いいたします。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

まず、私の代表質問に対しまして、市長及び教育長の方からたいへん丁寧なご答弁をいただきまして、感謝をし、また、中身は非常に厳しいものが多かっただけに、非常に残念だと思imasので、よろしく願います。

経営支援特別資金について

最初に、経営支援特別資金について何点か尋ねたいと思imas。代表質問の中でも確認しましたが、緩やかな景気回復が見られるという新聞報道でござimasしたけれども、ただやはり小樽は非常に厳しいというのが、私どもの実感でもありますし、皆さんも同様だと思imas。さらに、この認識を経済部にお聞きします。

(経済)産業振興課長

市長の代表質問の答弁でもありましたとおり、今年12月の日本銀行札幌支店の金融経済概況でも、道内の景気は最終需要面を中心に弱めの動きが続いていると。また、北海道財務局小樽出張所でも全体として厳しい状況が続いていると。ただ、若干明るい兆しも見え始めていますという中、また、先日の12日に発表がありました日銀札幌支店の短観の中では製造業、非製造業とも若干回復しつつあるというふうになっておりますけれども、経済状況の厳しさはやはり変わっていないのではないかなと認識しております。

高橋委員

そういうような認識だと思imas。そういう厳しい状況の中で、いろいろな経緯があってこの融資制度ができたわけですけれども、これは今までであった制度と違って、市が大きく一步を踏み出した、そういう制度であると認識をしておりますし、評価されていると思imasしているわけですが、これはどのように思imasしておりますか。

(経済)産業振興課長

平成13年度に、商工信組の破たんがござimasした。そのときに緊急措置として緊急経営安定資金が創設されまし

て、その後もたいへん厳しい状況が続いているということもありまして、平成14年度から原則単年度ではあるけれども、応急的に経営支援特別資金を導入させていただきまして、進めさせていただいております。平成15年度も、継続して現在行わせていただいております。その中では、今、融資させていただいた先なのですが、そこはくまなく回らせていただきまして、現況を聞きますと、応急措置であったけれどもこの制度があったということで、運転資金として非常に助かったという声を聞いております。

高橋委員

今、お話がありましたけれども、平成14年度、45件あったということで、今年も引き続き融資されているわけですが、もう少し今の話で具体的な内容があれば、ぜひお聞かせいただければと思います。

(経済)産業振興課長

経営支援特別資金につきましては、平成14年度に45件で1億8,950万円、42社になりますが、また、平成15年度ですが、現在で9社になりますが、3,523万円の資金融資をさせていただいております。その皆様のところ、どういう状況なのかとお聞きしますと、経済状況としては、まだ依然と厳しい状況が続いておりますので、たいへん厳しい中ではありますけれども、運転資金ということで融資させていただきまして、お聞きしますと、助かったと、よかったという声も聞いております。また、その皆様については、専門家による経営相談窓口ですとか、いろいろな部分で私どもフォローさせていただいて、一緒にこちらの方で相談できることがあればということで、今、対応させていただいているところです。

高橋委員

それで、銀行が依然として渋いという話をよく耳にします。そういう中で、この制度の持つ意味というのは、私は非常に大きなものだと思っているわけですが、その点はいかがですか。

(経済)産業振興課長

今現在、金融機関の支店長との懇談、また、実務者レベルでの個別の懇談を産業振興課の方で設けさせていただいておりますけれども、その中でお聞きしましたところ、依然厳しい状況は続いているということですが、地元金融機関をはじめとしまして、できる限り市内の企業の皆さんに応援体制をとりたいということでは、私どもも連携体制をとって、今、取り組ませていただいているところです。

高橋委員

それで、この制度がスタートして、まだ2年終わっていないわけですね。それで、判断するにはあまりにも性急すぎるのではないかと。2年でもう終わるよという話には、普通はならないのではないかと思うわけなのですが、その点はいかがですか。

経済部長

制度そのものの持つ意味を聞き、ある意味では1年半足らずで、この制度の廃止に向けた動きというのはいかなものかという趣旨のご発言だったと思います。先ほど来、委員からお話がありましたように、確かにこの制度によって45件の会社、今年も9件の会社、若干事故のあるところがありましたけれども、それらによって助かったところもあるというのも現実です。ですから、私どもとしては、この制度をやはり当時のままの各企業の金融環境の非常に悪いときに、ある意味ではやらざるをえないという判断の中でもって、議会のご論議もいただいて始めたところ、ご存じだと思いますけれども、道内の34市の中で、この種の制度を持っているのは、本当に一つ、二つです。その中で、函館市や旭川市もたいへん苦労しながらこの制度を何とか進めながら制度の中身を変えながらやってきました。ですから、私どもとしては厳しい環境の中で何とかこの制度を立ち上げて、これまで単年度単年度ですけれども、13年度にやって、14年度に頑張ってやって、15年度も何とかやってきたのですが、残念ながら、片側で小樽市の財政状況を、今、考えたときに、今年に入りまして大きな事故が発生して、現実には2,700万円の損失補てんを余儀なくされました。これは金額的には、もうもろに一般財源ですぐ出るお金なものですから、非常に財政に与える

影響は大きいという、こういった判断も一方で持ちながら、私どもとしては、現在、融資制度の検討会議の中で、全体の部分を頭に入れながら議論をして、協議をしている状況でございます。

高橋委員

リスクの課題は、当初からあったということで、提案しましたけれども、リスクを少しでも低くしたり、それから保証人の問題もある程度解決したり、そういう意味も含めて時間をかけて、それで私は議論していただいて、もう少し推移を見るべきだと考えているのですけれども、その辺はいかがですか。

経済部長

本会議の中でも申し上げましたけれども、現在の融資制度の検討会議の中では、私どもの職員の中で金融機関に在籍した、経験者も何人かいるものですから、そういった者も含めて具体的な議論もさせていただいています。その中では、今、お話のありました損失補償割合の関係やあるいは融資限度額、保証人の在り方、あるいは納税確認の在り方、そのようなものを含めて細かい議論をさせていただいていますので、その議論はこれからもまた進めたい。議会でいろいろなご意見をお伺いしていますので、それらをじゅうぶん受け止めながら、さらに検討会議の中での協議はしていきたいと思っています。

高橋委員

しつこいようですけれども、廃止ありきということではなくて、ぜひその辺検討を少しずつでもお願いをしたい。そして、ぜひ廃止する方向をやめていただきたいというふうに、非常に要望したいわけですけれども、その点についてはいかがですか。

経済部長

私どもの事務レベルの中では、どうしても財政状況も含めた廃止という一つの考え方を持ちながらの検討というふうにはずっとやってまいりましたけれども、いろいろなご意見が出ております。一方では、廃止すべきという方の声もあるというのも事実なのですけれども、そういったもの全体を受けながら、ご指摘のありましたような条件等の緩和、そのようなものも議論のそ上へのせながら検討はしていきたいと思います。

高橋委員

歴史的建造物保全等補助金について

歴史的建造物の保全等補助金について、何点か質問したいと思います。

今日、資料を提出していただきました。歴史的建造物はよくわかるのですけれども、景観地区内建造物等は件数と金額しか出ていませんので、主なものについてでもけっこうです。教えていただきたいと思います。

(建都)都市環境デザイン課長

景観地区内建造物等についてでございますが、なにぶん個人名のため、件数で地区名について説明させていただきます。平成11年度、4件で442万8,000円となっておりますが、地区名につきましては、堺町本通地区が1件、あとの3件が中央通地区となっております。金額の大きいものといましては、堺町本通地区の1件は200万円ということでございます。平成12年度につきましては、合計19件の2,971万7,000円でございますが、このうち中央通地区につきましては16件、運河周辺地区につきましては2件、堺町本通につきましては1件となっております。中央通地区の16件につきましては、金額の多いものといまして、100万円以上の工事が7件となっております。また、運河周辺地区では100万円以上の工事が1件、また、堺町本通地区につきましても100万円以上の工事が1件となっております。平成13年度につきましては、合計で9件となっております、2,201万円となっておりますが、このうち9件、全部が中央通地区となっております。このうち、100万円以上の工事のものにつきましては、5件となっております。それから平成14年度につきましては、合計4件で1,480万円となっておりますが、このうち中央通地区につきましては3件、それから堺町本通地区につきまして1件となっております。金額の多いものといましては、中央通地区につきまして2件が100万円以上、それから堺町本通地区の1件につきましても100万

円以上の工事となっております。最後に、平成15年度の内訳でございますが、現在までで3件、331万6,000円となっております。このうち、中央通地区につきましては1件、その他堺町本通につきましては1件、入船7差路につきましては1件でございます。このうち、金額の多いものとしたしましては、中央通地区の1件がと堺町本通地区の1件が100万円以上の工事となっております。

高橋委員

市長にもご答弁いただきましたけれども、創設以来17年間で122件、3億5,800万円というすごい金額が入っております。ということで、小樽としては非常に景観保存のために努力を進めてきたということに対して、多少評価をしたいと思っております。それで、歴史的建造物というのは66件あるというふうにありますけれども、この資料の中で直近5年間、ずっとこの重複を抜かして数えてみましたら、26件ぐらいだったと思います。そうすると、だいたい全体の3分の1強ということで、5年間だけでもかなり手が入っているのかなというふうに思います。それで、この17年間で、この66件のうち一回も手が入っていないもの、それはどういうものがありますか。

(建都)都市環境デザイン課長

17年間で122件、このうちで一回も助成の入っていないものは7件でございます。

高橋委員

名前の言えるものはありますか。

(建都)都市環境デザイン課長

旧三井物産小樽支店、旧島谷倉庫、龍徳寺本堂、旧荒田商会、旧塚本商店、恵比須神社本殿、徳源寺本堂、以上、7件でございます。

高橋委員

それ以外は、すべて手が入っているということですね。それで、外観ですから、ここに書かれているように、屋根、外壁、これが中心なのだと思いますけれども、工事によって中身は違うと思いますけれども、おおよそでけっこうなのですが、屋根、それから外壁、それぞれの耐用年数、手を入れてからどのぐらいもつだろうかと、それはどのように考えられていますか。

(建都)都市環境デザイン課長

明確な数字は押さえておりませんが、一般的に10年から15年、これは私の個人的な感じなのですが、いろいろな状況がございまして、確定はできないと思います。

高橋委員

物によっても違うと思いますし、難しいと思います。それで、登録建造物が94件、このうち指定が66件ということですね。それで、今までずっと手を入れてきたわけですがけれども、この保全のためのリスト、そういうものはつくっておりますか。

(建都)都市環境デザイン課長

当時、指定をする際に調査をいたしました、そういう建築基本カードというのをつくってございますが、特に保存のためのカルテのようなものは、現在つくってございません。

高橋委員

この際、こういう形で整備されているわけですから、それぞれの建物のカルテみたいなものをぜひつくっていただきたいと思っております。それで、それに基づいて考えられるのが、今後、将来について、どのぐらいの直すものがあるのか、そういう意見交換があるのかということが考えられると思うのですけれども、その点はいかがですか。

(建都)都市環境デザイン課長

こういう案件につきましては、予測できないもので、市民の方からのそういうご相談とか、そういったものを参考にある程度のものでつくりたいと思っておりますが、なにぶん17年度以降につきましては、どのぐらいの件数があ

るのか、現在のところは把握してございません。

高橋委員

補助金制度を見直しますと、これはお金がないのでやむをえないと思います。ただ、休止ありきで、この制度がトーンダウンするのを非常に私は心配しているわけです。ですから、今後のことを考えて休止ありきではなくて、最低限でもこれだけは確保しようという、そういう思いで再度時間をかけながらカルテの部分もそうですけれども、考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

(建都)都市環境デザイン課長

カルテにつきましては、非常に有効な策かと思われまますので、取り入れられるものは取り入れたいと思います。また、助成の関係につきましては、あくまで16年度につきましては助成を継続いたしまして、17年度からは廃止ではなくて、やはり休止ということでございますので、また17年度以降も本当に緊急を要するものにつきましては、その個々のものをじゅうぶん検討しながら保全を図っていきたくて考えておりますので、そういった面で歴史的建造物の保全をこれからも図っていきたくて考えてございます。

高橋委員

建物というのは、ほったらかしにしますと、すぐだめになります。ですから、そういう面でぜひ注意していただきたいですし、相談があるまで待つて受け身というのではなくて、積極的にそういうカルテ等をつくっていただいて、逆にいろいろ意見を話かけてあげられるような、そういう姿勢でいていただきたいと思います。

市長のお考えをもう一度確認したいのですが、この辺の補助金の考え方をもう一度お願いします。

市長

歴史的建造物の保全、小樽にとっては非常に大事な事業だと思っています。ただ、ご承知のとおり財政状況でするので、それとのバランスをどう図っていくかということになると思います。したがって、本会議でも申し上げましたけれども、万が一保全が難しいと、どうしても助成がなければ取り壊しますよというような話が来た場合には、それは話合いの中で何とか解決に向けて、両者相談しながらやっていきたい。個別の対応をしていきたい。それから、場合によっては、もうちょっと先延ばしできないかどうか、基本的に建物が倒壊とか何かというのではなくて、まだ1年、2年先送りできるというようなものであれば、財政状況が好転するまでちょっと待ってもらうとか、いろいろな方法がありますので、それぞれ個別の対応をしながら、何とか保全に努めていきたいと。

どちらかという、財政状況とのならみ合いの中で進めなければならないものですから、現在の助成制度の額のままにいくかどうか、それはまた、別途、検討する必要があると思いますけれども、いずれにしても個別対応していきたいと、このように思います。

高橋委員

ぜひお願いをしたいと思います。

子ども発達支援センターの概要について

子ども発達支援センターについて、何点かお尋ねしたいと思います。現在、考えられている概要について、簡単に説明願います。

(福祉)児童家庭課長

子ども発達支援センターの概要であります。現在、小樽市で乳幼児の療育相談窓口といたしましては、さくら学園と、子ども発達支援室、幼児ことばの教室の3か所がございます。今回、発達支援センターを検討している理由といたしましては、一つには乳幼児の場合、いわゆるグレーゾーン等を含めまして、なかなか小さい子どもですので、障害特定の難しい面や、あるいは重複障害をお持ちの子どもがいるわけです。そういった子どもあるいは保護者との相談・療育対象といたしまして、それぞれ障害別の施設があちらこちらにあるのではなく、そういった施設の持っている機能等を統一して、相談・療育機能を一元化することによって、利用される方々あるいは相談に来

られる方々についての機能が充実するのではないかと考えております。

もう一点といたしましては、平成10年度からスタートしております小樽市障害者計画がございますが、その計画策定前段で行いました実態調査の中でも、乳幼児の療育相談機関の一元化を求める声が、最も多いパーセンテージを占めていたということも含めまして検討しております。

また、3点目は、今年度4月から児童福祉法の中で支援費制度によるデイサービス事業がスタートしております。発達支援室につきましては、既にこの制度を利用した施設となっておりますが、現状、ことばの教室につきましては、教育委員会所管ということもございまして、国の補助メニュー等を利用できる施設にはなっておりません。発達支援センターを立ち上げることによって、幼児ことばの教室も含めまして、保護者の方々には一部ご負担をお願いすることになりますが、国の補助メニューの事業として立ち上げていきたいと考えております。

高橋委員

幼児ことばの教室について

幼児ことばの教室に関連して何点かお聞きをします。この教室の設置についてですけれども、経過と目的について、簡単にお知らせ願います。

(学教)学務課長

幼児ことばの教室の設置の目的ですけれども、言葉の遅れがある。それから、言葉に心配があるという幼児を対象として、早期発見、早期治療を目的に、昭和56年8月に稲穂小学校に設置したものであります。

高橋委員

現在の施設、どういう施設内容なのか、それから指導体制も含めてお答え願います。

(学教)学務課長

現在の施設でございますけれども、言語の指導でございますので、大まかに話しますと、指導室というところが三つございます。それから、集団指導も当然必要でございますので、プレールームという形のところが一つということになってございます。それから、指導内容でありますけれども、保護者の方から相談を受けるというのが、まず第一の業務でございます。その相談を受けた中で、その後子どもが持っております言葉の障害、例えば構音障害、構音というのは、「さかな」を「たかな」と言ったり、それからきつ音、同じ言葉が続くというか、そういった子どもの相談に来られるわけです。そのような相談を通して、その子にあった形の言語指導をしていくというふうになってございます。その言語指導は、個別指導とそれから先ほど言いましたようにグループ指導、それからもう一つ、レク関係といいますが、要するに幼児関係です。親子レクだとかそういったものを通じて、子どもの成長・発達を促していくという形になります。構音障害の場合を例にとりて、どういう指導内容をするかということをお話ししますと、さかなをたかなというふうに言うわけですから、その言語指導員と一対一の間で、口の形を「た」でなくて「さ」というような形の指導を口型練習といいますが、そういった練習をしながら、「さ」の音を獲得するといいますが、自分で見つけると、そういった指導をしているのであります。

高橋委員

私も、現在の施設、先週確認をさせていただきました。非常に立派な施設だと思えます。また、そのために設計をして建てた建物だということも伺いまして、なるほどよく考えられている建物かなというふうに思います。指導室も非常に厚い扉で、防音構造というのですが、そういう部屋が三つもある。指導員が3名いて、マンツーマンの体制であるというお話も聞きました。気になったのは、奥の方に小さい流しがあったのですけれども、あれは何のために使うのですか。

(学教)学務課長

先ほどお話ししましたように、構音指導というのは口の形をつくる作業をしますので、水を含ませて、その水を含んだ形で口の形を覚えるといいますが、そういうふうにして使っております。

高橋委員

今後、考えられているケースですけれども、現在は今の施設を使っていますけれども、統合した場合は、どういう施設でどういう体制になりますか。

(学教)学務課長

発達支援センターで統合した場合は、当然学務課の職員が行くこととなりますので、プレールーム、それから指導室、そのほか相談がありますので、そういう相談が大事でございますので、相談室、それから個別指導室という形になります。

高橋委員

施設面でいきますと、現状と同じものが全く同じようにできると考えていいのですか。

(学教)学務課長

稲穂小学校は、改築時にはすべて新設をさせていただきます。今回、旧東山中学校に統合するということとなりますと、旧東山中学校は既存の施設でございますので、内部の改装という形になりますので、同じものということにはならないかと思えますけれども、利用者の不便にならないような形を、福祉部の方と協議をしながら考えていきたいと思えます。

教育長

幼児ことばの教室につきましては、今、福祉部と話を進めておりますが、現在、特別支援教育という体制があって、乳幼児から幼児、それから児童に至るまで、そういういろいろな指導員について、お互いに連携をするということが進められております。そして、今、私どものところにある幼児ことばの教室は、先ほど説明がありましたように、デイサービスといったようなそういう補助メニューが入っておりません。それで、できうれば保護者の気持ちもあるので、稲穂小にあります幼児ことばの教室をそのままそこに置いておいて、支援センターの下に分室のような形で三者連携で仕事を進めてまいりたいという、そういうことではどうかということで、現在、福祉部と協議をしているところでございます。

高橋委員

詳しくは知らないのですけれども、いずれにしても、いろいろ関係団体の方、それから家族の方、いろいろな思いがあると思えます。ぜひいろいろなご意見を聞いていただいて、その中でさまざまな検討をしていただきたいと思いますというふうに要望をしたいと思えます。近々お知らせがあるのでしょうか。

(学教)学務課長

幼児ことばの教室について、保護者や親の会へ11月に1回目の説明会を終了したばかりでございまして、今定例会終了後、まず1月に向けて、説明会を開くという約束をさせていただきますので、そういうような形で、今後、開設に向けて説明会を開いて、ご理解を得ていきたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

今日は、2点だけですけれども、よろしく申し上げます。

財政がたいへん厳しいという中で、市民サービスの低下ということで、市民の皆さんにお願いをするというような状況になっております。私たちもそういう中で、たいへん苦しい決断を迫られているということだと思えます。これは、今の山田市政の責任だけではなくて、私は率直に申し上げまして、前新谷市政の、これは新谷市政だけではなくて、国の方もバブル崩壊後の景気対策を、地方も導入して、それで市の方もそれに流されて、過大な投資をやったという中で、今、そのツケが回ってきているということだと思えます。

もう一つは、国の制度改正の中で、特に国の財政がたいへん厳しいわけですから、地方も200兆円を超えるような借財を持っているわけですが、国の方はたいへん厳しい。40兆円の財源しかないのに、80兆円の予算を組んでいるような状況でございます。そういうことを解消するために、地方にそのツケを回してきていると。例えば、我々の財源というのは、市税収入と地方交付税が多いわけですが、その二つの柱が市税収入は8パーセントの減、交付税は11パーセントを超えるような削減をされると。これは、来年度も再来年度も減らされないというような保証は全くないわけです。

そういう中で、非常に苦肉の策で、これまで単費でつけてきた市の事業を、市民の皆さんに頭を下げて、何とか財政再建のためにお願いをした。広報なんかを通してお話をされているようです。また、市職員の方々も、管理職を筆頭にして給与の削減等、再建に向けて皆さん痛みを分け合っているらっしゃると。聖域なき財政再建ということで、いろいろなメニューが基本的には、そのそ上になっているわけです。ただ、それはよくわかるのですけれども、ここはどうしても落とせない、ここはどうしても死守をしなければいけない事業も、私はあるのではないかと思います。

歴史的建造物保全等補助金について

そういう中で、まず、歴史的建造物保全等補助金というものは、先ほど高橋委員も質問をされたわけですが、平成15年度は2,000万円ということですね。16年度は、限度を1,000万円にするということですね。17年度からは休止をします。ただし、緊急の場合によっては、さらに検討をして手当をしたいと、こういう答弁を本会議でも、この委員会を通してされました。

それで、お聞きしたいのですが、平成4年にこの歴史的建造物の指定登録にかかわって調査をされていると思います。そのときの所有者との話し合いを、そのときの担当者はされていると思うのですが、その状況についてもしご存じであれば、聞かせていただきたいと思います。

(建都)都市環境デザイン課長

平成4年の景観条例の制定に伴いまして、全市を対象にいたしまして、歴史的建造物の調査を実施しております。第1次調査が2,357件、さらに第2次調査が508件の調査をさせていただきまして、このうちから登録歴史的建造物94件、指定で66件を選定してございます。登録に関しましては、所有者への説明のために職員が1件1件回って了解を得たということですが、所有者からは特に大きな反対はなく、ご了解いただいたということで、そういうような地道な作業があって、今日に至ったということで聞いております。

山口委員

私は、当時、小樽の近代化建築の価値というか、そういうものが市民の皆さんによりやく浸透し始めたのかなど。かつて、明治以降の近代化遺産については、昭和50年以前は学会としてもそれほどの価値は認めていなかった。そういう中で、明治以降の近代化遺産についても価値がようやく認められるようになって、特に小樽ではその再利用が始まって、経済的な価値もあるのだなということが、ようやくわかってきたような時期だったと思います。それでもなお、市がこの調査をして手厚い助成をするということは、基本的に市がそれを財産として、小樽の武器としてぜひ残したいと、そういう意向を所有者の皆さん方にする説明をされて、それをわかっていただいて、そして指定の建物にさせていただいたという経緯があるのではないですか。登録になっている建物については、これは市が独自でやっていますね。所有者が同意をしていない場合もあるのではないですか。そういう事例はありますか。

(建都)都市環境デザイン課長

私が当時の職員に聞いた中では、今の話のように説明いたしまして、ほぼ了解を得たということで聞いています。

山口委員

何か皆さん喜んで全部同意したかのような話ですが、私はそういうように聞いていない部分もあるものから、お話を申し上げました。

いずれにしましても、この制度というのは、市はこの歴史的建造物や歴史的な遺産を武器にして、観光、その他含めて、このまちは戦略を立てて、何とか市財政の好転、また、市経済の再生を戦略的に議論をして、また、民間もともにやっているわけですが、休止でずっといくかどうかはわかりませんが、もし休止になった場合に、市の方から旗をおろしてしまうということになりかねないと、こういうことがたいへん心配になってくるわけです。

最近、とみに観光の形態も変わりまして、バスで大勢の方がいらっちゃって、短時間滞在をされて帰られるということではなくて、何度も小樽のまちを訪ねていらっちゃって、そして多くの場所を散策していらっしゃる。歴史的な建造物等は、一部地域に偏ってあるわけではなくて、たいへん広範な地域にあるわけです。そして、個人の方が嘗々と修理・保全をしながら守っていらっしゃった。そして、それを市民の方々が温かく見守って、また、行政も手を差し伸べて、みんなで財産なのだから残していこうと、こういう機運があったからこそ、小樽のまちが外から見て、このまちは先人たちの遺産を一生懸命守って、そしてそれを大事にして、そしてみんなが記憶に残るような都市環境、また、外へ出てもいいまちに住んでいらっしゃる、本当にあのまちに行ったらふるさとに来たようだと思うような、そういうまちをこれまで何とか努力して形成してきたのではないのでしょうか。そうした市民の思いや所有者の思いに、私は水をかけるような行為ではないかと思うのです。

観光振興室に聞きたいのですけれども、アンケートやホームページ等をいつもごらんになって、外からいらっしゃる方や里帰りをされる方のいろいろなお気持ち、このまちに対する思いみたいなものをご存じだと思っておりますけれども、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

(経済)観光振興室長

今、山口委員、お話のとおり、小樽にはたくさんの観光資源がありますけれども、その中でも歴史的建造物というのは、大事な観光資源の一つだと思いますし、また、来られる観光客の方へのアンケートなどでも常に上位の方に歴史的建造物だとか、小樽市の都市景観が一つの目的であると言われると、そういうふう聞いております。

山口委員

話が前後しますけれども、小樽市の財政再建に向けた計画でございますけれども、3年間で何とかめどをつけようというお話は、ずっと聞いております。ただ、こんなことを申し上げると水を差すかもわかりませんが、私は第2次の財政再建計画が再度17年、18年から始まるのではないかと危惧しているのです。というのは、まだ今、国のいわゆる三位一体改革の方向として、地方にとっていいふうになるという保証は全くないのです。けっきょく国の財政再建のツケを地方に回されるような今の構造のままでは、ますます地方の財政運営は苦しくなるのです。そうしたときに、本当にこの補助事業も休止で済むのかということです。けっきょく実質的にはなくなってしまわないかという危ぐを、皆さんお持ちだと私は思います。ですから、全くなくすということではなくて、今、他都市の例を都市環境デザイン課長の方から挙げていただきたいと思うのですが、小樽市はわりと手厚い助成制度を持っているわけです。若干でも3分の1の補助を4分の1に下げるとか、構築物は2分の1ですから、それをまた4分の1に下げるとか、一定の期間補助率を下げても旗を守るということでやれないものかと思うわけですが、そういう中で、例えば函館市とか、道内ではあまりないと思うのですが、道外の地区でもけっこうですけれども、具体的に把握していらっしゃれば、その辺のことをお教えてください。

(建都)都市環境デザイン課長

他都市の例ということで、若干資料は古いのですが、説明いたします。

7都市、調査してございます。小樽市、函館市、盛岡市、横浜市、名古屋市、金沢市、京都市、長崎市、そのうち平成8年度から平成12年度の5か年の助成金額の総額を調査してございますが、一番多額な助成を行ったところが金沢市で、小樽市はそれに次いで2番目となっております。ちなみに、函館市につきましては、第5番目となっております。それから、限度額につきましては、小樽市が非木造につきまして限度額2,000万円に對しまして、例えば函館市におきましては600万円、盛岡市におきましては500万円というようなことで、委員おっしゃるように

小樽市については、手厚いものがあったということでございます。

山口委員

当初、それこそ市が歴建指定の条例をおつくりになったときには、私らもこれは運河保存運動から、ずっとまちづくり運動に携わった者として、たいへん立派な条例をおつくりになったと評価したわけです。言ってみれば、びっくりするような内容を含んでいました。それが、今、これまでも継続されてきたわけですが、財政状況を考えて、なかなか今のままの制度で維持することはたいへん難しい部分もあると思うのですが、何度も申し上げますけれども、けっきょく助成をして、市民の財産なのだから何とか個人の財産でも残していただきたい。市が全部お金を出すわけではありませんから、助成をするわけですから。言ってみれば、所有者の熱意がなければ、どんな手厚い補助事業があっても壊されてしまうわけです。壊す、壊さないは、基本的には所有者の自由なわけですから。私が心配するのは、この制度の旗をおろすこと、実質的におろすことによって、例えば登録の建物等を、けっきょく今までお願いしてきたわけですから、何の説得も市の方からはできませんよね。これは財産だから残してくださいと言われた場合に、いや、もう補助がないのだから、市の方も熱意はないのでしょうと。私、壊しますよと、こう言われても、何のお願いもできないのではありませんか。そういう事態が一番怖いということです。

ですから、私は少なくとも、助成の率を下げてでも残してほしいと。そして、お茶漬け食べても何とか体面を保つと言ったらおかしいですが、そのぐらいのことは絶対必要ではないかと。まして、他の行政から見ても、これはもう小樽市は先進的な事例として、視察にも多数見えていらっしゃるわけですし、小樽市が先駆的な例として手本を示してきたと、そういう事例でございますので、そういう意味でいうと、全国的にもこのことの影響は大ではないかなと。もう一つは、せっかく市民の皆さんがそういう認識をお持ちになってきたと思うわけですが、それが一気に冷める、何だということになりかねないのではないかと思うのです。

その部分について、再度市長の方から、もう一回見直していただけるような、また、再検討いただけるような気持ちがあるのかどうか、具体的になくてもよろしいですので、お答えをいただきたいと思います。

市長

歴建の保全についての考え方は、全く山口委員と同意見です。ただ、今、一番問題なのは、交通記念館にあります重要文化財の機関車庫です。あれが非常に危険で、今、問題になっているのです。これを、今、何とか16年度で調査をして、そしてこの保全工事にかからなければならないという、一方でそういうたいへん重要な建物の保全事業が、今、始まろうとしているのです。そんなこともあって、17年度凍結という話をしましたけれども、それはこれからどういうふうに展開していくか、まだわかりませんが、山口委員の意見、我々も同感ですから、じゅうぶん内部で検討して、補助率を下げてでも残していくかどうか。それから、先ほども言いましたけれども、保全に当たって工事は少し先延ばしてくれというお願いをしてみて、いろいろな障害があると思いますので、それぞれ考えながら対処するというので、少し時間をかりたいと思います。

山口委員

よろしくご検討をお願いいたします。

あわせて、先ほど高橋委員の方からお話があったように、1回現状調査をされるべきだと思います。カルテ等をきちんと持って、どこが危ないのかと。もう一つは、所有者の意向を大ざっぱではなくて、話を聞きますと、いろいろな事情があるようです。それらも含めて、しっかりと把握をしていただきたいと思います。これは質問ではありません。

文化庁の伝統的建造物群の指定について

次に、教育委員会にお伺いいたします。

昭和50年だったと記憶しておりますけれども、当時、運河保存運動論争のときに、運河沿いの石造倉庫についても、文化庁といろいろ運動家らともかけ合ひまして、道教委を通して市の方に、文化庁の方から伝統的建造物群保

存地区ということで、国の指定をしておけないかという打診があったと思うのですが、そのときの経緯について、お話しいただけませんか。

(社教)社会教育課長

当時文化庁の方から伝統的建造物群保存地区ということで、どうだという非公式なお話があったというふうには、私どもは伺っております。その後、例えば函館市の調査だとかということでいろいろ似たような地区の調査をしていました。特にその時点ではその地区の指定というようなことには至らなかったということで理解しております。

山口委員

今、言ってみれば、市の単費の補助の切下げ等を検討しているわけですがけれども、小樽は国の制度の支援を受けられるじゅうぶん資格を持っているわけです。これも国に対する要請みたいなものが、教育委員会の方で議論になったり、それを要請しようかというような話しはありませんでしたか。

(社教)社会教育部長

まず、歴史的な建物を保存する意義というのは、じゅうぶん教育委員会も理解をしているつもりでございます。そういう中で、小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例を定める段階において、文化庁の今ご指摘の制度を使うべきか、市独自の景観条例をつくるべきか、議論はなされたというふうに記憶をしております。その段階で、小樽市は選択として指定をされている地区に、もしくは建物に居住をし、生産活動をしているものがあって、その中で国指定のものを入れたときに、自由な活動ができないということがあって、小樽市独自の手厚い条例で保護しようという選択をしております。そのように動いた中で、今、教育委員会として、途中又は現在において方向性を変えるという方向は持ってございません。

山口委員

それは一般的な答えだったと思うのですが、例えば日銀通り、あの地域にあるものは、日本銀行、旧北海道銀行、トップジェント紳装、旧第一銀行、旧拓銀、それからまだいっぱいありますね。旧三井物産もそうですね。ほとんど所有者は、何というか、しっかりしているというか、あまりもめるといふか、そういう事例はないのではないですか。そういう意味でいうと、緑山手通り地区とか、色内にかかってもいいですね、あそこに旧三井銀行等、みんな言ってみるならば、保全に一生懸命な方々がお持ちなわけですし、そういう意味でいうと、あの地区でいいますと、それから市が所有しているのは、あそこは文学館、美術館のある建物ですね。あれは昭和26年で新しいのですけれども、今、言ってみるならば、デザイン的にもたいへん重要だと言われている建物なのです。あれも相当な年数がたっていますね。これは補修も当然必要になってくるでしょうし、そういうものを直すのに単費でやろうと思ったって、今、これは金ないからできないと思いますよ。これを国の補助メニューの中でやられれば、これは助かるのではないですか。

あそこに日銀通り景観協議会ができていますし、所有者もそういう意味ではしっかりとしているから、あの地区を連携地区として申請をすれば、私は所有者にもたいへん理解していただけるといふし、そういうことを、今のよう状況になる前に、また、こういう状況になったからこそ検討をされたり、準備をされたりしておくのが当たり前ではないかと私は思うのですが、その辺について、しゅん巡された理由は何かあるのですか。

(社教)社会教育部長

文部科学省では、そういった地区の支援体制というのはこうあります。補助の条件として、周囲の環境と一体をなして、歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを対象として保護すると。その場合は、あくまでも都市計画法でいう地域指定を行うことと。その場合の国の支援というのは、市町村が行う伝統建築物保護対策費、さらに防災計画対策費に限って2分の1を補助するということなのです。それよりも、もっと手厚い支援を得るために、重要伝統的建築物群保存地区の指定を受けざるをえないというふうな次第です。その場合には、当然その地域の景観、建物に対する強い規制が入ります。あくまでも手をつけるときには、文化庁の原則許可制にな

るという話になります。それで、先ほど申し上げましたように、都市計画決定をするなり、文化庁の指定を受けるときに、すべからく所有者の、要は環境も含めた同意を得るという話になるわけです。そういった意味で、実際に生産活動をし、居住している建物等が周りにあったときに、全体地域の指定というのはいかがなものかと。先ほどの答弁に重なりますけれども、小樽市は手厚い支援の条例を持っていますので、それでじゅうぶん対応できるというふうに認識してございましたので、特にこの厳しい内容で、生産活動がとまるようなものに沿って支援を得ようというふうには考えてございません。

山口委員

今の答弁では、要するにこれまで市の手厚いそういう施策があったから、若干規制の強い連携地区の指定を見送っていたということですね。そういう意味でいうと、若干手厚いものもちょっと薄いことになるわけですから、そういう中で、函館も補助を受けていますけれども、外壁の方は、例えば小樽市の景観条例でもそうではないですか。外壁の色、素材等、きちんとやっているのではないですか。文化庁は、中についてはそんなに難しいことは言いませんよ。じゅうぶんに営業活動できますよ。要するに、言ってみるなら、現状保存で一切構うなというようなものではないわけですから、営業活動できるわけですから。その辺をもう少し研究されて、ぜひとも国のメニューに入れていただいて、国の制度の中でたっただきたい。あの地区は、例えば日銀にしても、規模的には小さいけれども、相当な建物です。全国の日銀の中で3番目にお金をかけたというのですから。確かにデザイン的にも東京の日銀なんかより、はるかに美しい建物ですよ。そうでしょう。また、年代ごとに代表的な建物があるわけです。古いだけが能ではないのです。まして、市の所有物もあるということですから。また、連携地区の指定を受けるといことは、言ってみるならば、国の折り紙をつけるわけですから、これは国の資産になるわけです。そういう意味でも、歴史的な価値は高まるわけですから、当然小樽は受けて当たり前だったというふうに私は思うのですが、その辺を、今、すぐやりなさいというのではなくて、この際こういう状況になっているわけですから、ぜひ研究して検討をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

(社教)社会教育部長

そういったものは、検討すべきものは検討したいと思いますけれども、ただ、小樽市としては個別の建物単体で小樽市の文化財を指定する。例えば日銀のような形の中で指定をしていくというような形の方法も片方にあるのかなど。そういった形の中で、国指定がいいのか、小樽市のそういった文化財指定で保護していくべきなのか、少し研究したいと思います。

山口委員

私がお願いしたいと言っているのは、群の指定ですよ。単体指定ではないですよ。あの地区は群の指定としてじゅうぶんに受ける価値がありますよと。ですから、検討しなさいと言っているわけです。

(社教)社会教育部長

ですから、群となりますと、当然そこに入っている建物等と、また、環境等に関して、文化庁の許可制となり、許可がなければいけないというような状況になるわけです。そういう中では、繰り返しになりますけれども、要は景観条例を制定をした段階で議論があって、小樽市はそういった厳しい文化庁の指定ではなくて、本市の条例の中で保存するという方向性を見出したいというふうに感じてございます。その中で、先ほど答弁しましたように、国の制度について、いま一度市の単独の指定について研究したいというふうに考えているという答弁をさせていただきます。そういう意味では、地区群という部分では、なかなか厳しいものがあるなというのが今の判断として持っています。

山口委員

今、私の提案したものについては、検討もしないということですか。

(社教)社会教育部課長

いえいえ。ですから、歴史的な部分は検討します。ただし、在り方として歴建条例もありますし、小樽市単独の文化財指定という制度もあるわけです。そういったものを複合的に検討してみたいということでございます。

山口委員

入湯税について

これまで小樽市が入湯税を1,000円以下の部分になぜかけていなかったのかお聞きしたいのですけれども。

(財政)市民税課長

入湯税につきましては、その目的税として、まず朝里川温泉地区ができたときに、温泉施設を利用する宿泊客にかけるといことで、地方税法上の上の標準の150円をかけておりました。また、そのときに日帰り客につきましても100円を取るといことでかけておりましたけれども、それ以後、市が掘った温泉のほかに、各個人の方々が温泉施設を掘り営業しております。その中で、かんぼの宿とかマリンヒルとかいろいろな施設が出てきまして、独自で温泉施設を掘って、入湯客を呼び込んでいくというところがありまして、平成元年におきまして、入湯日帰り客から取っている100円につきまして、1,000円以下の使用料金につきましては、課税免除の規定ができております。その規定ができたときには、まだ市税収入も右肩上がりが増えていたということと、そういう施設が増えた段階で、日帰り客の入湯税がなくても一定限の税収が保たれるということから、その規定がなくなったということになります。

山口委員

それで、観光業者の方々に説明をしたと思うのですが、それはいつから何度されましたか。

(財政)市民税課長

入湯税見直しについての説明会の経過についてのご質問と思います。このことにつきましては、今年の2月に現在、入湯税を納めていただいている特別徴収義務者を対象にいたしまして、利用料金の実態、それと入湯客数と納付の状況について調査を行わせていただきました。その後、8月7日から9月9日にかけて、特別徴収義務者となっている9施設に対しまして、その結果報告とあわせまして、初めて課税免除規定の見直しについて説明させていただいたところです。また、課税免除となっていない3施設に対しましても、課税免除の見直しを行いたいという説明を、まずその時点で1回行ってあります。

その主な内容であります。小樽市において、平成14年度の入湯客数は約111万人おります。うち、課税されている入湯客数は約18万人、入湯税として約2,600万円を徴収しております。全国、全道の状況といたしましては、入湯客数では全国第22位、北海道内では第4位という状況の中で、入湯税の収入といたしましては、100万人を超える入湯客、全国27の自治体中最下位という状況になっているということもあります。この最下位の要因というのは、日帰り客を対象とした利用料金1,000円以下の場合、課税免除としていることにあるため、この部分の見直しを行いたいという説明をさせていただき、各施設の方々のご意見を伺うとともに、後日、改めて関係者の皆様一堂にお集まりいただいて、意見、要望をまとめ、市としての考えを説明させていただくということで、去る10月29日にこの説明会を開催いたしました。その中で、満15歳未満の者を満12歳未満の者に改め、利用料金1,000円以下の規定を廃止することによって、入湯税100円を課税していただけないかということと、実施時期を16年4月1日という提案をさせていただきましたが、実施時期、税率、また、目的税として徴収している入湯税の用途について、こちらの資料不足の点がありましたので、この後、改めて説明会を開催するというので、過去2回説明会をしております。

山口委員

私は、これは地方税としては大きいと思います。5,000万円から1億円というのですから、財政効果も大きいですよ。今まで取っていなかったわけですが、よそは取っているわけですから、私が問題にしたいのは、たぶんスーパー銭湯というやつですよ。事業計画を立てられるときに、当然入湯税は免除をしてあるわけですから、それを前提にして経営計画をとったと思うのです。それで、例えば半年前に言われて、いきなり上げると。要する

に、利益の15パーセントですよ。600円で取っているわけですから、それを100円転嫁して700円にしますよというわけにはいかないでしょう。周りが600円でやっているわけですから。そうすると、100円は泣かなければいけないわけです。それを前提にして考えると、そちらの利益を基本的にはなくするわけです。これは相当な営業努力をしないと私はだめだと思うのです。中身はどうかは知りませんが、それ以上にもうかっているのか知りませんが、いずれにしても、一気に100円にするというのは、相当乱暴な話だと思うのです。ですから、それは市にとってはたいへん難しいかもわからないけれども、例えば20円、50円、100円とか、20円、30円、50円、100円とか、そういう経過措置というのではないのかと思うのですが、その点、そのぐらいのことはされてもいいのではないのかと思うのですが、いかがですか。

(財政)市民税課長

その説明会の中におきまして、各施設の方々に説明した中で、今言われましたように、30円、50円、80円、こういうように段階的に踏んでくれという意見と、最初から100円にした方がいいと。100円にした方がいいというのは、条例にありますので、100円ということなのですけれども、これは何年かに1度というか、小刻みに上げていくということになりますと、利用者にかえて説明がつかないというご意見がありました。それで、このようなご意見を勘案したときに、私どもとしては一応100円という形をとらせてくださいという説明をさせていただきましたけれども、やはりその説明会の中でも、委員が言うように、段階的なことも考えられないかということが指摘されておりますので、その部分についてはまだ決定事項ではありませんし、これらもすべて勘案して今後進めていきたいと考えております。

山口委員

これは、想像ですけれども、一気に100円でやっていただいた方がいいとおっしゃった方は、たぶん700円でやるのにやりやすいということだと思うのです。銭湯は庶民の楽しみなのです。これだけ世知辛い世の中ですから、銭湯でも行ってゆっくり疲れをとろうということですから、600円が700円になるということは、利用者にとっては大変なことです。そういう意味で、戦略的に段階的に上げて、要するに経営努力で吸収していただくような方法に誘導した方が、政策的にはいいのではないかと、私は思いますので、できるだけ経過措置をとっていただき、段階的に上げていくような方法をとっていただきたいと思いますが、そういう方向でぜひ努力をしていただきたいと思います。何かお考えがあれば。

財政部長

10月下旬の説明会に私も出まして、相当激しい応酬がありました。こちらは、ある意味では好きなことを言わせてもらったというのもあるのですけれども、確かに委員がおっしゃるように、こちらの説明としては性急な部分もあったし、理解をしていただけなかった部分もあったかなと思います。それで、市役所は、苦しいから取りやすいところから取るのだろうと、そういう言われ方もしたのですけれども、今の財政状況をお話しして、決してそうではございませんと。すべての事務事業や、そういったものを聖域なく見直して、いろいろとやっていく中の一つに入湯税の減免措置もあったので、これについても検討しようということで、今回、お話をさせていただいているのですよというような話をさせていただきました。

それと、それぞれの経営実態が日帰りだけの事業所、それから宿泊と日帰りもやっているところとか、そういうものもあるものですから、両方の形態を一遍にごちゃませにして説明会をしたって、どうもならないだろうというようなことを言われた方もいらっしゃったのです。確かに経営形態も違う部分もありますから、それもありだなと。今後、さらに何度も話し合いましょうという話をさせていただいていますし、それから業者の皆さんは、我々が払ったものを、いったい市役所は何に使うのかというような言い方もされるのです。確かにそのとおりです。納税者にしては、何に使っているのかということだと思うのです。それについても、目的税として、環境あるいは環境衛生だとか、それから消防だとかということで使い道がきちんとあるので、それについても今後どうするかに当たって

は、市役所だけで決めるのではなくて、皆さんとも話し合いながらやっていかなければならないことですねという
ようなことで、いろいろ話し合いをさせていただきましたので、今後ともたまたま今回の財政健全化の主な項目の中に、
平成16年度というところに入れさせてはいただいておりますけれども、決して4月1日から強行突破するのではな
くて、そういった段階的な形がいいのか、そういったことも含めて、時期もいいのか、その辺もどうなのか含めて、
じゅうぶん事業者の皆さんとも話し合いながら、ぜひともご理解を得て、実施していきたいなど、こういうふう
に思っています。

山口委員

いや、財務部長のお話というのは、たぶん説明会でもざっくばらんに腹を割って、要するにひざ詰めてお話をさ
れたと思いますので、これからは役所言葉ではなく、お互い腹を割ってやはりこういう状況を理解していただいて、
いきなりどんとやるのではないよというお話で理解をしていただいて、そういうざっくばらんな話し合いを続けてい
ただいた上で、おやりになってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時40分

再開 午後4時55分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

新谷委員

重度身体障害者見舞金について

初めに、重度身障者見舞金についてお伺いします。この制度ができた経緯をお聞かせください。

(福祉)社会福祉課長

重度身体障害者見舞金のできた経緯ということですが、昭和48年に条例ができて、それ以降約30年、支給さ
せていただいているわけですけれども、身体障害者の中でも重度の方ということで、いろいろお困りだろうとい
うことで、いわゆる見舞金ということで支給してきたということでございます。48年からと申し上げましたが、この
間、制度の中身、例えば1級の方だけであったものを2級の方も加え、あるいは特定疾患の方も加え、あとは支給
額も一時3,000円だったと思うのですが、これを平成4年から5,000円に増額したと、そういうような経緯の
中で、支給させていただいたということでございます。

新谷委員

市がそういうふうに制度を広げて、見舞金を出してきたということですが、ここでお伺いしますけれども、
障害者基本法で重度障害者をどのように規定されておりますか。

(福祉)社会福祉課長

重度障害者につきましては、見舞金の該当になります1級、2級の方ということで、重度障害者ということ
でしております。また、法律の中では、例えば補装具の支給だとか、国ではございませんけれども、そういった考
えを踏まえて、道の日常生活の用具の支給だとかということで、重度障害者に対しましては、国の施策あるいは道
ということで、障害をカバーするという部分でいろいろな事業がございまして、小樽市としてもそのメニューに沿
ってやってきたところでございます。

新谷委員

それでは、市独自の施策と、それから市の負担額、重度身障者に限ってですけれども、お知らせください。

（福祉）社会福祉課長

市独自の施策ということでございますが、一部重度障害も含まれるという事業が幾つかございますが、重度障害者だけを対象にしている市独自の単独の事業となりますと、2年ほど前にスタートいたしました重度障害者の移動支援ということで、リフトカーの運行という事業がございます。それから、障害者タクシー助成ということで、予算は1,300万円ほどですけれども、重度障害者の全員ではございませんが、その中の特定のといいますか、該当する方にタクシーに乗って下さいということで、助成券を差し上げている事業です。あるいは、夏場だけですけれども、海水浴に来られる重度障害者の方にシャワーあるいは休憩所を使ってくださいということで、その休憩所なり、シャワーが無料で使える助成券、事業費としては20万円程度ですけれども、継続してやってきております。そのほか、重度障害者の方だけではないですけれども、いわゆる障害に対する社会の障害者と協調して日常生活を暮らしていただきたいといいますか、障害に対する理解を深めていただきたいということで、夏と冬に市民啓発事業をやっておりまして、これも20数万円ですけれども、継続してやっているところでございます。今、申し上げた事業が市の単独事業ということでございます。

新谷委員

当然、見舞金は、今、除いて話したと思うのですけれども、この中で予算が大きいのは、見舞金と障害者タクシー助成金が1,000万円以上ということだと思うのですけれども、よろしいですね。

（福祉）社会福祉課長

事業費が大きいのは、今、委員がおっしゃった事業でございます。

新谷委員

今回、新しい制度で支給対象外になる方は、何人ですか。

（福祉）社会福祉課長

15年度の重度身体障害者見舞金、これは4月支給ですので、ほぼ確定しておりまして、約5,800人が対象となります。それで、何人になるかということでございますが、今回の見直しの中では、重度障害者見舞金とふれあい見舞金を統合した形で考えております。それで、ふれあい見舞金は約4,000世帯ということで、合わせまして9,800世帯の方に支給させていただいておりますけれども、今回示しております見直し案では、それが約4,900世帯ということで、だいたい半分の世帯に減らせていただくということになります。

新谷委員

重度身障者で半分ですか。

（福祉）社会福祉課長

重度身体障害者だけで申し上げますと、今、言いました現在約5,800人いらっしゃいます。重度障害者見舞金は5,800人の方に差し上げていますが、そのうち重度身障者の方は約3,600人です。それが、統合しようとしております新しいふれあい見舞金の中では、約1,200人ぐらいが対象になるかなというふうに思います。ですから、重度身体障害者だけのことを申し上げますと、約3,600人の方が1,200人ぐらいになるという格好になります。

新谷委員

大幅に削減されるということですね。それから、国民年金の障害基礎年金は1級、2級でそれぞれ幾らですか。

（福祉）社会福祉課長

15年4月現在、新年度の支給額ですが、国民年金の障害基礎年金、1級で99万6,300円、2級の方で79万7,000円となっております。

新谷委員

決して多くないお金ですよ。私が、この間も代表質問のときに一例を挙げて言いましたけれども、別な例なのでけれども、奥さんが障害2級、夫57歳、失業中です。仕事がなく、時々大工をして娘夫婦からいくらか生計費をもらってようやく暮らしていると、こういう状況です。見舞金は5,000円ということで、決して大きいお金ではないのですけれども、しかし、こうして頑張っている人たちに、世帯主以外にも対象を広げるべきだと思うのです。先ほど聞きました障害者基本法では、国及び地方公共団体は、重度の障害があり、自立することの著しく困難な障害者について、終生にわたり必要な保護等を行うよう努めなければならないとあるのです。これは、見舞金ということで、保護というほどのお金ではないのですけれども、しかし、5,000円といえども、真心として受け止めるというか、そういうことでたいへんうれしいものでありますし、ぜひこれを今までどおり、世帯主以外にも広げていただきたい、残していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

(福祉)社会福祉課長

福祉の分野もいろいろ仕事をしておりますけれども、こういった財政状況でございますので、聖域なきということで全体の事務事業の見直しをしたということでございますが、福祉部としても、この事業は継続しなければならないという意識は持っております。現在も持っておりますが、そういった中で、ただ、財源的に難しいという検討の中では、現実的には何らかの理由をもって、対象者を絞り込むといいますが、より困窮した方に着目して支給させていただくという考え方に立ちました。そうなりますと、今、委員がおっしゃいましたように、世帯主でなくて、配偶者あるいは子どもが障害者でいろいろ困っている方というか、そういう方もたくさんいらっしゃると思いますが、一般論として世帯主が重度障害者の方で生活していらっしゃる家族単位というのは、そのほかの家族の方よりもいろいろな意味で厳しいといいますが、大変だろうということがございますので、提案として世帯主ということにさせていただいたわけでございます。

新谷委員

先ほど来、いろいろな会派の方々から市民の意見を聞いてとか、いろいろなことが出ていました。では、この方々の声を聞いたのでしょうか。そこはどうですか。今度、廃止をするということで、聞いてみましたか。

(福祉)社会福祉課長

障害者の団体の方とこれだけではございませんけれども、別の課題でこの秋に話し合いを持つ機会がございまして、いろいろなお意見を聞きました。その中で、重度障害者見舞金につきましても、何とか継続してほしいという要望といいますが、ご意見も聞いております。その時点では、市の財政が厳しいということも再度説明いたしまして、たぶん今まで続けていた形では難しいと思われましてということで、説明しております。具体的にこういうふうになりますという話はしていませんが、その場では全員ではございませんけれども、一定の理解はしていただいたというふうには思っております。

新谷委員

理解といっても、やはり残してほしいという要望を出しているのですから。それで、財政のことを厳しい厳しいということなので、では、ほかにお金がないのかというところでいいますと、社会福祉事業資金基金というのがあります。これについて、何らかの事業を行っているのですけれども、この事業内容を教えてください。

(福祉)社会福祉課長

平成14年度で申し上げます。社会福祉事業資金基金を使って事業をしている内容でございますが、ボランティア活動育成事業費補助金に使っております。そのほか主なものを申し上げますと、点字図書館設備等に係る整備費260万円ほど、それから除雪サービス事業の補助金125万円、老壮大学運営委員会補助金100万円、高齢者生活支援事業125万円、入浴サービス事業費補助金96万円等でございます。

新谷委員

社会福祉事業資金基金というのは、8億1,000万円ほどありますけれども、今のボランティア活動育成事業費補助

金というのは、ボランティア活動資金基金というのもあるので、そちらに回せると思うのです。ですから、実際にはもっと少なくなると思います。こういったお金を運用するということで、先ほど一応理解してもらったとはいつたって、やはり市がそうしますと言えば、ああ、そうですかというしかないのではないですか。そのところを聞いてほしいと思うのです。声にできない声、それをぜひ考えていただきたいと思うのです。

私は市長にお聞きしたいと思います。私、市長の真心ではないかというふうに代表質問で聞きましたけれども、重度障害者は本当に大変だと思うのです。世帯主だけではなくて、今、例に出しましたそういった人たちに対して、本当に頑張っている、そのことに対して本当に心の触れ合うそういう見舞金をこれまでどおり、世帯主だけではなくて、家族にも出してはいかがですか。市長のご意見をお聞きしたいと思います。

市長

本会議でも答えましたけれども、厳しい財政状況の中で、我々もいろいろなやりくりをしながら、平成15年度まで頑張ってきたわけです。皆さん方に批判を受けながら、それでもやってきたのです。しかし、もうこれ以上継続しますと、先ほどの話ではありませんけれども、財政再建団体に転落する、そういうおそれがある状況の中で、今回は所得制限だけを導入させてもらう。制度をやめるわけではないのです。所得制限だけを導入して、本当に弱者を救済していきたいと、こういう趣旨でございますので、その辺はぜひご理解をいただきたいと思います。

新谷委員

そういうことであれば、ほかに削減できる事業もありますので、なかなかうんと言ってくださらないのですけれども、そこら辺を考えていただきたいと思うのです。

新ふれあい見舞金について

それから、新ふれあい見舞金なのですけれども、母子家庭で児童扶養手当の一部支給の人には、これからは支給しないといたしますけれども、この支給対象外で浮く金額はどのぐらいですか。

(福祉)社会福祉課長

支給対象外ということでございますが、今までは、今、委員がおっしゃいましたように、一部児童扶養手当をもらっている方が対象になっておりましたが、見直し案の中では、その一部支給から全部支給ということで、所得制限の枠を狭めてさせていただいたということで、現行では約1,180世帯の方が該当になるのですけれども、見直し案どおりでございますと、全部支給ということにさせていただきますと、600世帯ということで、約半分になるということになります。約1,200世帯が600世帯になりまして、600世帯の方が外されることになりまますので、社会福祉協議会と共同でございますが、小樽市の事業費といたしましては、4,000円のうちの2,000円でございますので、2,000円掛ける600世帯で120万円の事業費だというふうになると思います。

新谷委員

120万円のふれあい見舞金は、福祉灯油を廃止してつくった制度で、この時点で制度の後退だったのですけれども、さらに今度は児童手当の一部支給を受けている人は外すということで、また、制度の後退となるわけですね。120万円、今の段階では決して少ないお金だとは言いません。しかし、このぐらいの金額であれば、何とか自立して頑張っている母子世帯に、本当にふれあい見舞金として出せる金額ではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

福祉部長

見舞金の関係でございますけれども、重度障害者も含めて、通常の場合ですと、実施している市町村は函館、帯広、2市が主要10市の中ではあるわけでございます。それから、ふれあい見舞金につきましては、各市とも市がこの見舞金を実施しているところは、少ないといひましようか、ほとんどの場合、歳末助け合い運動を原資にしまして、社会福祉協議会なり共同募金会の事業という形で実施しているわけでございます。それに委員がお話のような形で、市の方も一部上積みをしながら、実施してきた経緯がございます。そういう中で、市の現状を考えますと、

このまま維持するという事は、非常に難しい部分もあるわけですが、何とか重複する部分を削りながら、あるいは所得制限などを導入しながら、市の制度の継続を図りたいというふうに考えているわけですので、その点をご理解いただきたいと思います。

新谷委員

ですから、先ほど言った資金基金、そんなのを活用したらどうですか。

福祉部長

基金の関係につきましては、実質的には取崩しできない部分が非常に多いわけです。そういう中で、基金によりまして、寄付者の意向で取崩ししないでいただきたいというものもございますし、それからこういう基金を一遍に取り崩しますと、その後の事業の継続が難しい部分もありますので、そこら辺なんかも配慮しながら少しずつ取り崩しながらやってきている経緯がございます。したがって、今後もそういう形で継続してやっていくためには、やはりそれなりの配慮というものがございまして、ご理解をいただきたいと思います。

新谷委員

先ほど聞きましたけれども、8億1,000万円のうち、実際にボランティア活動育成事業、これを除くと380万円くらいでしょう。元金は6億3,000万円というふうに聞いていますけれども、まだお金があるでしょう。だから、こういうものを利用したらどうかということです。いろいろ老壮大学やら、先ほど言った除雪サービスだとか、高齢者にこういうことでは使ってはいますけれども、120万円、これくらいだったら何とか使えるお金ではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

福祉部長

確かにこのふれあい見舞金だけ見ますと、そういう金額ということになるのでしょうかけれども、いろいろな福祉の事業、さまざまございますので、それらの長期的視点に立ちながら、やはり私どもはこの基金も見えていかないとしないということがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

新谷委員

なかなかこれに対して私は理解できません。やはり弱者にもものすごく冷たいです。それだけは言わせていただきたいと思います。

上下水道料金の減免制度について

上下水道料の減免制度について伺います。10万人以上都市の上下水道料金の等級単価、それらの都市の平均料金を示してください。

(水道)総務課長

平成14年度の道内の主要都市10市でございますけれども、小樽市の部分につきましては、水道料金を使用水量で割ったと、こういった部分で1立方メートル当たりで申し上げますと、小樽市の場合は185円16銭となっております。また、道内の主要10市の平均で申し上げますと、182円52銭となっております。また、札幌ほかいろいろ10市ございますけれども、道内の部分では小樽市の場合は2番目となっております。それと、下水道につきましては、小樽市は145円35銭、道内10市平均で158円16銭となっております。道内的には、2番目となっております。

新谷委員

それから、生活保護の受給者で、減免を受けている高齢世帯の割合というのは、どのくらいですか。

(福祉)保護課長

生活保護世帯で減免を受けている高齢世帯の内訳ですけれども、男が65歳以上、女が60歳以上のみで構成されている世帯でありますけれども、1,400世帯でございます。

新谷委員

割合としては、どのくらいなのか。

(福祉)保護課長

現在、3,167世帯、このうち約半分の世帯が高齢世帯で、1,550世帯なのですけれども、150件ほどが住宅を持たないで、病院が住所になっている方がいらっしゃいますので、1,400世帯ぐらいということなのですけれども、45パーセントぐらいになるかと思います。

新谷委員

ここで生活扶助の第1類の内容を教えてください。

(福祉)保護課長

1類の内容ですけれども、これは個人的経費、つまり飲食費、それから衣類費でございます。

新谷委員

それで、例えば、70歳と72歳の二人の世帯の基準の生計費、1類とそれから2類は、それぞれ幾らですか。

(福祉)保護課長

二人世帯の1類の金額が5万8,960円、それから2類が4万3,830円でございます。

新谷委員

この1類に比べて、2類、これが水道光熱費でしょう。これがやや高いような気がするのですけれども、この理由はなぜか、ご存じでしょうか。

(福祉)保護課長

今、おっしゃった意味がよくわからないのですけれども、2類に確かに水道、電気、ガス代が含まれておりますけれども、何と比べて高いとおっしゃるのか。1類よりも低いのですけれども。

新谷委員

比較として。

(福祉)保護課長

1類は5万8,000円ですよね。2類が4万3,000円ですから、高いというのはどういう。

新谷委員

これは、生活と健康を守る会が、30年前からいろいろ国や市などいろいろなところに交渉して、この生保の家族分の立場のために、20年前からひとり、また、二人暮らしの生活の大変さを是正するために、1類を補充する意味で2類の充実を図ってきたと、こういう経緯があるわけなのです。ですから、1類に比べて2類が比較的高くなっているというのは、こういうことだということなのです。それで、ここでお聞きしますけれども、生活の実態として、1類で飲食代と服代、そういうことで聞いたのですけれども、先ほどの70歳と72歳の場合、1回の食費1人分どのくらいになりますか。

(福祉)保護課長

1回の食事代ということですが、たしか支給額としては決めて支給するわけですが、それぞれ支給額の使い方というのは違ってきますし、それと今二人の世帯は、1類、2類のほかに、老齢加算というものが加算されております。こういった部分も食費だとか、あるいは衣類、それから共通経費、こういったものに振り分けられますので、一概に1回の食事代と言われましてもちょっと算出ができない。それと、1類のうち食費が何パーセント占めるかというのは、国から示されておりませんので、ちょっと計算しづらいかと思います。

新谷委員

すべて食費に回るとは限りませんが、すべて回したとしても、1日982円、1人1回327円です。これぐらいで本当に最低の生計費なわけですよ。関係ないかもしれませんが、厚生年金のモデルの生計費というのは23万6,000円です。これから比べても半分ぐらいの額で、本当に大変な額なのです。ですから、今までの答弁では、第2類の光熱水費で水道代を見ているのだから、減免はもっと少なくということでした。しかし、これを見ている

と、全体で生計費そのものが低いわけですから、第2類の光熱水費もいくらか食事の方に回るかもしれませんがけれども、こういうふうにしてやりくりをしているわけですから、やはり少しでも生活保護の方々の生活を助けるという点で、今までどおりの減免をすべきではないかと思うのです。第2類の光熱水費がじゅうぶんという根拠は全くないわけですから、この点でいかがでしょうか。

（福祉）保護課長

この水道の減免は、昭和45年から実施しておりますけれども、当時の生活水準、つまり一般世帯と保護者との比較、55パーセント程度であったと。それが毎年の基準改定で改正されて、現在は70パーセントに至っております。ですから、そういう意味では、生活水準というのは、それなりに改善されてきたというふうを考えておりますので、たまたま今まで見直す機会がなかったということがあるかと思っておりますけれども、現在、こういう事態に陥りまして、検討させていただいたということでございます。

新谷委員

それから、今年は水道会計から、これは正常なやり方ではないですけれども、6億円を一般会計に貸すということですね。本来であれば、この剰余金というのは、水道代の料金を下げる、それに使うべきをそうしないでこういうふうに戻しているわけです。こういったお金も回ってきているのですから、少なくとも今までどおり生活保護世帯には2分の1減免を続けるべきではないですか。

（財政）財政課長

今、新谷委員から水道の経営の状況と減免の関係でご意見がありましたが、私どもは水道事業については、基本的には水道料金で賄うべきであって、その中には今の減免制度みたいなものを水道使用者が負担すべきお金ではない。市が福祉的な施策として実行しているものですから、その分は一般会計から繰り入れていると。ですから、水道の経営状況と今の減免が直接結びつくものではないと、そのように考えております。

新谷委員

それは、そのとおりなのですけれども、しかし、6億円来ているわけですから、そのお金があるのだからやってもいいということにならないですか。

（財政）財政課長

確かに平成15年度は一般会計で予算をつくるための財源がないわけですし、その中で水道会計からも6億円の借入れをしたわけですが、それはあくまでも借入金でございますので、一時的な財源措置ということで、これから何年かにわたって、いずれは水道会計には返さなければならないものでありまして、それをそのまま福祉のためにこのお金を充てると、そういう形にはならないと。15年度の予算をつくる上での苦肉の策だということです。

新谷委員

確かに苦肉の策だと思うのです。それでは、減免をしないというのであれば、その剰余金で水道代を下げるべきではないですか。そうしたら、いくらかでも楽になると思うのです。いかがですか。

水道局長

今、いろいろ財政課長からも話がありましたけれども、私どもの企業会計は、一般会計と手続が違いまして、いわゆる年度内における経営的な支出については、収益勘定と資本勘定に分けてございます。したがって、今、ご指摘がありました剰余金についての取扱いは、水道事業につきましては、累積欠損金を掲げてございますので、経営上、剰余金が出ても累積欠損金に補充していなければならないと、そういうことになります。それと、料金については、かつていろいろな経過がございますけれども、議会の議論をいただき、料金等改正審議会の中で議論いただいて、厚生労働省に届出をした料金でございますから、私ども今やっているようなお話については、いわゆる企業努力により内部留保を起こすということは、次期料金改定を遅らせるということもありますので、私どもとしては現時点でのやり方については、適当なものだと考えております。

新谷委員

財政健全化では、道内の他都市に比べて安いものは引き上げる。しかし、今、高いものはそのまま据え置く。ほかのところには合わせないということで、何か非常におかしいやり方ではないかなと思うのです。なかなかこの間の答弁からしても、減免を変えるというつもりはないのですね。

助役

財政再建に向けてのいろいろな議論があります。今のお話をお伺いしましたが、私どもは、この見直しの視点と見えますか、健全化の視点は、今まで全道よりも厚くサービスしてきたものについては見直していきますと。少なくとも料金の面で低いものは一定程度上げさせてもらい、多くサービスするものは下げていきますというのが、一つの基本となったわけです。ですから、そういう中で、今、相当議論もありましたけれども、これも前々からある意味、他都市でも実際に生活保護のこの減免をしているところは、一、二しかありませんので、私どもはこういう苦しい時期ですので、他の都市の水準に合わせざるをえないと見えますか、最低そういう取組をしても、なおかつ非常に厳しい状況は続くのかなと思っていますので、第一段階としてはそういうような形をとりたいと思っています。

新谷委員

私、思うのですけれども、自分の場合、生活保護の金額が幾らになるのかなという計算してみました。そうすると、とてもやっぱりやっていけない金額ですよ。皆さん方だってそうではないですか。ある程度の収入があるからそんなものかもしれないけれども、実際に最低の生活ということでの金額しか出ていないわけですから、そこら辺の苦しみや大変さはわかっていただきたいと思うのです。水かけ論みたくってしまいますので、次に進みます。

手数料条例について

それでは、今の健全化の視点です。手数料条例に関してなのですが、料金設定の方法がおかしいと思います。資料を出してもらいましたけれども、全道の住民票を出すときの金額では平均が239円ですから。これが一気に300円になりますよ。ですから、財政健全化の視点は、ここで言っている全道10万人都市の平均以上まで引き上げると。それから、この記述の仕方というのか、これはおかしくありませんか。

財政部長

これは、基本的にこうやって進めていかなければ成り立たないという前提でもって、物事の対比の基本的な視点でございます。ですから、物によっては、ご指摘のようなことも出てくるかもしれません。手数料全般の中で、今の住民票関係については確かに300円までは届いていませんけれども、税関係の証明手数料関係は、もうほぼ300円です。そういう全体的な中からおおむね300円程度になっているので、この際昭和59年以降見直しがされていないから、やらせていただくということを申し上げました。なおかつ、他都市の部分はどこも苦しいのだと思いますけれども、見てみれば、やはり直近に上げているところもありますし、いろいろです。ただ、小樽の場合は、平均のところもありますけれども、なおかつ本当に危機的な状況ですから、懐くあいがほかのところと違うだろうという中では、基本的に考えた視点よりも、さらにいっそうの努力は必要だということから考えて、そのようにさせていただきたいということで、私ども財政当局としては、市民部の方にもお願いして、そのような形で提案させていただきたいということでございます。

新谷委員

私が言っているのは、ここに記述されている財政健全化の視点、歳入の、この書き方がおかしいのではないかとこのことを思っているわけです。

財政部長

繰り返しになりますけれども、説明の最後、これがすべてという形では説明しているつもりはございません。あ

くまでも、財政健全化を進めるに当たって、基本的な視点としては、こういうことでやっていきますということで、文字にはなっておりませんが、そういうことであえて整理させたものでございますから、今の例がその中からは出てくる可能性はあるということです。

新谷委員

そうすると、これは平均まで引き上げるということではなくて、先にこれこれのお金が必要だから、それに割って出したお金というふうを考えていいですね。

財政部長

それであれば、もっとということになるかもしれないのですけれども、そういうわけにまいませんから、ですから、基本的に原則的なところまで上げていくべきものは上げなければならないし、それから、その小樽市独自の状況がありますので、それに一步でも近づけるといいますか、そのためには基本ラインから限度としての考えを上回るものも出てくると、こういうことでございます。

新谷委員

一番先に自民党から、この料金のことで質問がありまして、今度はコンビニで取り扱うと。その際、手数料として50円がかかると。それではコンビニで受け取る場合には、350円なのですか。

市民部次長

先ほど大竹委員のご質問にお答えしたのですけれども、今、考えておりますのは、現行手数料、住民票の写しは200円ですけれども、新年度からこれでいきますと300円と、今考えておりますので、そういうことと、コンビニを利用して住民票の写しを受け取るということになりますと、コンビニを利用する際の取次手数料というのが必要と考えておりますので、これが1通当たり50円程度ということになります。350円ということになります。

新谷委員

350円だと、コンビニでとる場合、札幌市と同じ額になりますよね。札幌市は、コンビニなんかやっていませんよ。あちこちに80か所ぐらい連絡所があるそうですけれども、こういうふうにサービスしているのに、片方では上げる、片方でコンビニというちょっと地域の説明会でも出ましたけれども、不安の声がものすごく大きいです。こういうところにやっていいのかと。いつ経営が悪くなるかわからないです。地域によっては、あちらこちらでコンビニがなくなっているところもあるのです。そのたびに、今度は違うコンビニ、あちら、こちらというふうになりかねないし、そういうところがひとつ問題だし、値上げばかりしてサービスを切っていくということは、私は納得できないと思うのです。次に聞きますけれども、本当にこれをコンビニで扱うということが説明会の中で了解されたのですか。

市民部次長

説明会におきましては、今、お話ありましたような個人情報の保護ということがありますので、民間を利用するというので、その辺を危ぐし、どのように個人情報を保護していくか、そういった点のお話もありませんでしたので、個人情報保護のために、いろいろ手だてを考えていると。これについては、既にこういったコンビニを利用した住民票の取次交付をしている自治体があるわけなのです。ですから、そういった自治体の個人情報の保護をどのようにやっているか。本人確認と、そして確実に本人に渡すような手だてはどのようにやっているかということもじゅうぶん調査した上で、私どももそういった個人情報の保護をやっていかなければならない。そのようなことも説明会で話しております。

じゅうぶんそういった個人情報の保護を行って、民間を利用した取次方法をするということで話をし、じゅうぶん注意しなければならないというご指摘もありましたので、そういったことを踏まえてやるということで、一応私どもとしては、説明会で話したこれからの内容については、基本的には了解していただいたというふうに理解しております。

新谷委員

私がちょっと聞いたところでは、決して了解していない、やめた方がいいという意見でした。それで、なかなか健全化の視点からいっても、300円は上げすぎだし、せいぜい上げたとしても250円が妥当な線です。そうではないですか。また、戻りますけれども、どうなのですか。

(財政) 財政課長

先ほど財政部長も答弁しましたが、今後、ただいま委員会に資料で提出しました手数料の表を見ていただいても、小樽市の手数料が300円になったり、200円になったりと、たくさんいろいろな種類が出るよりは、一律300円の方がわかりやすい。また、230幾らだから250円という、また今度、次に財政状況が悪くなったときに、また50円上げるのか、そういうことも考えまして、財政課としましては、小樽市のこの種の手数料は300円にしたいと思います。

新谷委員

全く今回の見直しの視点からしても何から見ても、どうも理屈が合わないところがいっぱいあります。

ごみの民間委託について

機構改革の関係について民間委託、今、これを検討するということがあります。ごみのことにかかわって聞きたいのですけれども、今、家庭ごみと、それから事業系の一般廃棄物だとか、それから資源物の収集で民間委託と直営を、どういう割合で考えているのですか。

(環境) 工藤副参事

現在、家庭から出るごみの収集につきましては、市の職員が直営でやる直営車13台、それから業者に委託しているのが10台、合わせて23台の体制で家庭のごみを収集しております。なお、資源物につきましては、市の直営車1台、それから民間業者については半日ということですので、0.5台相当分、こういってございませぬ。

新谷委員

これから、民間委託でどのぐらいの割合を考えているのか、今後のことを聞いたのですけれども。

(環境) 工藤副参事

現在、ごみの減量と有料化、それに伴う資源物の収集拡大、さらには平成19年度にリサイクルセンターができます。これは、ごみから資源物に移行する。このような状況がございますので、これらについて収集体制の大幅な見直しは当然予想されるということがございますので、何年度には何台を委託するなどの年次的な計画については、現在はっきり定まっております。今後これらの減量化等の答申等をいただきまして、それらの状況を勘案しながら、これからの必要な台数等を考慮しながら、委託化を進めていきたいと、このように考えております。

新谷委員

民間委託で問題はないのかということを知りたいのですけれども、現在、家庭ごみ収集業者と、それから事業系一般廃棄物収集業者、個人を除いて、それぞれ何社ですか。

(環境) 管理課長

委託の部分は、個人を除きまして1社でございます。事業系のごみの関係でございますけれども、限定なしの部分で申し上げたいと存じます。それが6社でございます。

新谷委員

その中に両方やっているところがありますね。

(環境) 管理課長

先ほど申し上げました委託の方の1社、両方やってございます。

新谷委員

この会社が、家庭ごみと事業系一般廃棄物をどのように区別して収集しておりますか。

(環境) 工藤副参事

家庭系のごみ、それから事業系のごみ、それぞれ両方とも使えるようになってはおりますけれども、現在ははっきり区別するためには、事業系のごみにつきましては、車に事業系一般ごみ収集というステッカーを張って区別しているということでございます。

新谷委員

私の方に寄せられた情報によりますと、家庭のごみとそれから事業系一般廃棄物のごみも一緒に収集していると、こういう事実を知っていますか。

(環境)工藤副参事

たしか去年だと思えますけれども、会社の方から現場の作業員への指示といいますか、命令が悪く、一部まざったという事実があったというふうに聞き及びました。直ちに、それらについてはきちんとするよにということで、指導したところでございます。

新谷委員

その後も、きちんとされていませんよね。そういうことで、こちらの方には情報が入っています。これからごみの有料化は、審議会で答申されてからだといいますけれども、こういった問題がきちんときれいにされないで、ごみの有料化は認められないと思いますし、今でもこういった状態があるということを知っていますので、これらに対してこれからどうされていくつもりか、お聞かせください。

環境部長

このごみの収集をきちんと行うということにつきましては、先ほども副参事が申し上げておりますように、たしか昨年そういう話は私も聞きまして、その業者には厳重に指導注意をしたと。その後、私どもの方には、きちんと分けているというふうに、私どもは認識しております。今、新谷委員がおっしゃったことの内容につきましては、私も、今、初めて聞いておりますので、もしそういう事実があれば、また、我々は業者の方から事情を聞きながら厳重に指導していかねばならないと、このように考えてございます。ですから、そういうもし情報があれば、ぜひ私どもの方に教えていただきたいと思えます。

委員長

恐れ入りますが、6時になりましたら、歳末特別警戒パトロールということで、市長のかわりに収入役が退席されますので、その旨、ご了承のほど、よろしく願いいたします。

北野委員

道路等の建設事業の休止延期について

今のやりとりを聞いて、少し質問しておきたいことがあるのですが、11月13日に委員に配布された政策課題資料、この3枚目、この平成18年度休止延期を検討する事業ということで、道路等の建設事業費というのがあります。この影響額は幾らと見ているのか。

土木部次長

この道路の関係でございますけれども、道路は当然、従来から管内におきましては、街路等の整備を行ってきております。年度当初から、年度によって徐々に整備をするところの位置づけをして進めてまいっておりますけれども、その後、道路の建設事業を休止をしたときの、影響額ということでございますけれども、年度によりましてやる箇所あるいは延長、そういったものがさまざまございまして、幾らという額で影響額を示すことができません。これは過去に、どういった事業で整備を進めてきたかということは合意しておりますけれども、今後、それをやめることによりまして、影響額が具体的に幾らになるということは、今のところお示しできないという状況です。

北野委員

財政部長に聞くけれども、新しく示される予定の健全化計画、既に中身はあらあら示されているのですが、これ

は今度の議会のやりとりで平成16年度から18年度というふうに聞いているけれども、それは間違いないのでしょうか。そうですね。違うのか。

財政部長

平成18年度で健全化といいますか、財政効果を一定程度出して、その時点で単年度の収支黒字を図って、なおかつ単年度黒字を目指すという格好でやっておりますから、主体となるのは16年度、17年度、18年度、それは間違いございません。ただ、それ以降、19年度、20年度についても、こういった影響が出るのかということも、やはり念頭に置かなければなりませんので。ですから、財政サイドでは大枠としては、5年の範囲で考えておりますけれども、中心となるのは16年度、17年度、18年度です。

北野委員

18年度になっても、まだ財政が好転しない場合は、さらに検討するということは当然のことだと思うのです。それで、けっきょく土木部に聞きたいのは、平成18年度から休止延期をするということで、この初年度は財政健全化計画のとりあえずの18年度とダブるわけです。だから、18年度はいくら考えているのかということをやらなかったら、我々も審議できないでしょう。年度別に全部計画立てていると答弁しているのだから。初年度は幾らですか。

土木部長

今回の財政健全化の見直しの中で、私どもは道路事業ということで、今、お話ありましたけれども、私どもは、今、継続でやっている事業につきましては、これは終わらせようということで。

北野委員

いや、それはいいです。私は継続は除くと聞いているのだから、そんなことは聞いていない。18年度の休止延期する額だけです。

土木部長

18年度以降につきましては、新たな計画をされている部分というのは、今のところ私どもでは、こういうことを、この場所をやりたいという部分以外は、今はとりあえず新規のものというのは考えてございませんので、継続なり、それから、今、16年度、17年度にこの箇所をやりたいという部分につきましては、これは、当然、財政健全化の中でのっかっているわけですが、18年度以降については、道路箇所ということで、位置づけは特にはしておりません。

北野委員

そうすると、道路等の建設事業は、今のところはゼロなのか。ゼロをどうやって休止あるいは延期するのか。意味のないことをのせていることになりませんか。

財政課長

ここでいう休止ということで、ゼロになりますか、何千万円か1億円ぐらいまでがつくか、今、それは申し上げられませんが、私どもは平成15年度に比べて、ここを一定程度このように削減して、それによって起債の借入を減らし、後年度の起債残高、その公債費を軽減したいという意味で、ここで休止を上げさせていただいたと。ですから、単年度で出る効果と後年度に及ぶ効果、それらがあるものと考えております。

北野委員

だから、けっきょくまだ決まっていなくても、18年度にいけば、道路の新設については予定されるだろうと。それを先送りすることなのでしょう。だから、金額はそういう点では出ませんということだから、今のところそういう理解でいいですね。計画はもう少し親切に書いてもらいたい。何か予定されているものを削ったり、延期したりするというふうに理解するから、もう少しわかるように、議会が終わるまでに出し直して。これは、うまくないわ。

入湯税の見直し金額について

次、今日出された財政健全化の歳入の見直しによる財政効果見込額、ここでおかしなことがわかったのですが、先ほどの山口委員と市民税課長のやりとり、あの中で入湯税の見直しの説明会で100円をお願いするというところで関係者に話したということでしょう。そうしたら、100円の入湯税だったら、5,000万円から1億円というように財政効果額を見込むのはおかしいのではないですか。1億円と言いきればいいのではないですか。なぜ、これは幅を持たせたのか。50円にする気があるのか。

財政部長

山口委員にもお答えいたしましたけれども、その前段の市民税課長が、現場に入って何度か関係者とお会いした中でいろいろ話が出てきたわけです。それで、たまたま最終的に皆さんにお集まりいただいたのは、10月下旬だったということもあって、その時点で、当初は順調に皆さんのご了解を得られれば、もちろん本議会に改正案を出して、休止期間を置いて来年の4月1日から施行したいと。そういった場合も、おおむねの話としては、入湯税が100円でもってというような話を想定としてさせていただいたわけです。ただ、それは決まったわけではないですからという話をさせていただいたのですけれども、ただ、いろいろな資料に合わせて、それも数字としてたまたま資料配布させていただいた経過があるものですから、その事業者の皆様は100円だという形になったのですけれども、そういう議論の中で、先ほどの繰り返しになりますけれども、20円、30円だったり、50円から100円だったりとかということで、いろいろな話がありまして、ですから我々としては、決まってはおりませんけれども、一定程度幅を持って50円程度から100円程度であれば、このぐらいの額に見込めるのかなということで、今回、資料を提出させていただきました。

北野委員

だから、50円になる場合もあるのだね。その話を聞くと。

財政部長

確約はできませんけれども、あるかもしれません。

北野委員

可能性としてはあると。

財政部長

可能性としては100円もあります。

北野委員

団体の出資の経過や財政効果について

次に、有価証券報告書について、新谷議員の代表質問に対して、市長は本会議で答弁されているわけです。出資の経過や財政効果などございますので、今後の課題と考えていると。売払いという情報に対してですよ。それで、以下の団体の出資の経過や財政効果について説明していただきたい。札幌国際エアカーゴターミナル、株式会社小樽土地開発公社、株式会社小樽観光振興公社、株式会社マリンウェーブ小樽、株式会社小樽交通記念館。

(財政) 財政課長

出資の効果ですか。経過でしょうか。

北野委員

市長が本会議の新谷議員への答弁で、有価証券を売却しろというふうに言ったら、出資の経過や財政効果などございますので、今後の課題と考えていると言うから、出資の経過をそれぞれ五つ挙げた団体、財政効果がどうなっているのか、これを説明してくださいということです。

(財政) 財政課長

まず、出資の経過につきましては、財政課の方では調べていませんが、財政効果につきましては、今、おっしゃられたそれぞれに出資しているものが、そのまま市場価値としてどうなのか、また、売りに出したとき、本当に売

れるものなのかということもございますので、今、これから研究してみたいということで、市長答弁があったということです。

北野委員

出資の経過は。しがらみあるから、一気にいかないという意味だと思うから、どういうわけになったのか。1社ずつについて説明してください。それぞれの原部でもいいよ。

(財政) 財政課長

私は原部でないものですから、あまり詳しい経過はわからないのですが、まず札幌国際エアカーゴターミナル、これは昭和61年7月に設立されたところですが、北海道の国際化、社会経済の活性化を促進するために、設立された会社でございまして、北海道や札幌市、苫小牧市、恵庭市、室蘭市など、地方自治体のほかに、当時の北東公庫、民間会社がそれぞれ出資したものでございます。それから、土地開発公社につきましては、昭和51年11月に設立されておりますが、望洋台地区の良好な住環境の建設を図る区域として設定された宅地開発の目的でございまして、出資については三菱地所、中央バス、そのほか小樽市が出資。観光振興公社でございまして、昭和57年2月に設立されておりますが、観光産業の振興を積極的に推進するため、市と民間の出資による第三セクターを設立したものでございます。マリノウェーブ小樽につきましては、平成元年6月に設立もので、小樽港においてプレジャーボートの港内係留のために小樽港マリナを整備し、その運営のために北海道ヤマハ、中央バス、西條産業ほか、小樽市が出資しているものでございます。交通記念館につきましては、平成7年6月1日に設立されておりますが、小樽市が公の施設として設置した交通記念館の管理運営を行うために設立されてございまして、小樽市のほか、北海道中央バス、小樽開発株式会社、その他民間団体の出資で行っております。

北野委員

なぜ出資したか、あまりよくわからないね。平成14年度の決算のときに、財産に関する調書、これが配られていますね。その4ページ、(6)有価証券の一覧表が出ていますが、この中で無配当のところを挙げてください。上から順番に読んで。

(財政) 契約管財課長

契約管財課で取りまとめておりますので、答弁いたします。一度も配当がない団体ということで、上から順番にいきますと、札幌国際エアカーゴターミナル、小樽駅前ビル、小樽都市開発公社、小樽観光振興公社、マリノウェーブ小樽、株式会社小樽交通記念館です。あと石狩開発につきましては、平成15年9月に減資しております。

北野委員

だから、財政効果を考えてうんぬんと言うのだけれども、今、言われた石狩開発の6,800万円は、去年の倒産でパアになってしまった。それで、そういう事態があるから、財政効果といっても、出資して以来無配当でしょう、1銭ももらっていないのだから。石狩開発なんか逃げといたら変だけれども、倒産して6,800万円がパアになっているのだよ。これから、経営状況をいろいろ見ながらとかと言ったけれども、中身でいいのはマリノウェーブ小樽だけではないのか。ここは前に私たちが黒字でも配当がないということで厳しく指摘をしておいたのですが、そこを除けば、これから財政効果があるということが見込める団体は、どこどこですか。

財政部長

今、配当のないところばかりおっしゃっているのですけれども、配当のあったところも、ご承知だと思いますけれども、北海道放送であるとか、北海道曹達、それから。

北野委員

入っています、それは。その次に聞くから、それは。

財政部長

そういうこともあるということをお話させていただきました。

北野委員

だから、私の今聞いた質問に答えて。無配当のところ、そして石狩開発はなくなってしまったのだよ。

財政部長

ですから、経過だとか、今後のこともあるので、課題とさせていただきたいというふうに、本会議で市長が答弁をさせていただいたわけでございます。

北野委員

けっきょく、今、財政部長が私が次言おうとすることを先取りしたけれども、配当ある団体の出資金の総額は、今、持っている有価証券、平成14年度決算でいえば25パーセントですよ。幾ら配当もらっているのか。

(財政)契約管財課長

平成14年度決算では、北海道放送につきましては、配当金20万1,600円。配当率14.4パーセントです。北海道曹達につきましては12万6,000円、12パーセントです。小樽開発埠頭につきましては、14年度はありませんでしたが、13年度では120万円で4パーセントです。株式会社ドーコンにつきましては1万8,000円で15パーセント、小樽水族館公社につきましては600万円で5パーセントとなっております。

北野委員

だから、こういう今後配当が見込めるところは、今は確信持って言えないのですね。これはもう私は心配だね。ずっと無配当のところ。石狩開発がこうなっているのだから。市長の答弁は配当されているところ、無配当のところ、一緒にして答えて、何か財政効果があるかのような印象を受けたのですが、中身を見れば必ずしもそうではないと、心配の方が大だということだから、これはもう少し正確に答弁していただきたいかと思えます。

石狩湾新港について

石狩湾新港について伺いますが、市長は負担金の軽減に努力していると。だから、北海道が港湾管理の事業の見直しをようやくうたったのは、我々の努力の成果だと言わんばかりにお答えになっているのですが、市長は負担金の軽減にこれまでどういう努力を行ってきたか、説明してください。

(港湾)港湾振興室長

具体的な内容につきましては、平成12年に母体負担の軽減策についてということで、小樽市の方から北海道の方に要望いたしまして、一度調整を行うという組織体制づくりをまず要望いたしました。同年11月にこの組織体制が確立されました。ご承知のように、石狩湾新港管理組合につきましては、一部事務組合ということで、特別な地方公共団体ではございますけれども、この会議の議題は管理組合、それから北海道、小樽市、石狩市、各構成団体から問題を提起して、必要な事案を議題として協議するものであります。そういった中で、緊急を要する事案としまして、母体負担の軽減策、それから平準化に関する検討を優先するというので、現在もそういった内容で協議を進めてございます。

北野委員

緊急を要するもので、そうしたら、最近、事業をやっているということになりますね。そういう理解でいいですか。

(港湾)港湾振興室長

当然という考え方で、私たちもその中であくまでも利用を見据えた内容、それから緊急性、当然、施設使用料等が入ってくることによって、軽減もなされるということから、そういった部分も含めて緊急性というようなことで議論をさせていただいてございます。

北野委員

だから、けっきょく緊急性と、それから利用が見込めるものということで判断して、仕方がない、これだけはやろうということで進めてきたのが、石狩湾新港の事業だと。

そこで伺いますが、ここ3か年間の新港の事業の進ちょく状況、いっぱいあるのですけれども、西ふ頭について岸壁と、それから背後地、荷さばき地について、どういう事業だったか説明してください。

(港湾)港湾振興室横山主幹

西ふ頭につきましては、平成14年度から国の直轄事業で岸壁の改良事業、また、起債事業としてふ頭用地の工事を行っております。

北野委員

その荷さばき地について、起債事業でやるのだけれども、これは使用料を当て込むのか、それとも企業に売り払うということを前提にした事業か、中身についてお答えください。

(港湾)港湾振興室横山主幹

荷さばき地につきましては、港湾使用料で充当する予定になっております。

北野委員

この起債事業の借金の返済は何年度から始まって、何か年続くのですか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

工事の着工が13年度から始まっておりまして、起債におきましては、平成15年度に借入れが起きまして、3年間据置きしまして、20年間の返済という計画になっております。

北野委員

そこで伺いますが、この荷さばき地を利用するのは、前にもお答えいただいた北電や王子製紙ですよ。チップや石炭でしょう。

(港湾)港湾振興室横山主幹

利用予定貨物としましては、チップ、石炭関係を予定していると聞いております。

北野委員

そこで何回も問題になっているのだけれども、荷さばき地の利用計画、北電やあるいは王子製紙からいまだに利用計画が出ていませんね。これから20年間にわたってこちらは金を返していくのですよ。だけれども、そこを利用するところから、採算が合うのかどうかも検討する基礎資料も出てこない。これが利用が見込めるといふふうに判断した理由は何ですか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

当初、経済情勢がよかった部分といたしますが、建設当時に石炭、チップ関係の利用があるという話の中で、この事業が進んでいった経過がございます。その中で現在、経済が低迷している中、なかなかこういうことが進んでいないということで、現在、管理組合としましては、業者側と利用方法、荷主サイドと条件等の協議を進めている状態でございます。

北野委員

それおかしいね。何か不況がつい最近始まったような印象なのだけれども。財政部長に聞くけれども、今回の長引く不況はいつから始まりました。

(財政)財政部長

正式に国がデフレだという見解を出したのは、平成11年か12年ぐらいですね。国としては平成12年でしたね。ただ、平成2年12月にいわゆるバブルが崩壊したと言われておりますから、それ以降、「失われた10年」というのは、それに該当するのだらうと思います。

北野委員

だから、時期的にいても、不況あるいはデフレは、もうそのときは深刻だとわかっていたのです。それで、なおかつ利用が見込めると判断して、西ふ頭の事業が進められていると。だから、これは市長に聞きたいですけれど

も、利用が見込めるとか、緊急性があるということで西ふ頭の事業が進められたけれども、実際には利用なんか見込めないのではないですか。そういうことがもう既にわかっていたのですよ、不況がはっきりしたのですから。何と定めることができなかつたのですか。

助役

今のお話からすれば、経済動向によって、貨物、それから土地の売買というものがなされると基本的に思いますけれども、当然その見込みといたしますが、建設途上にあるわけですから、そういうものを営業努力も含めてやっていこうという新港としての取組といたしますが、そういう方向の中で進んできたということで、確におっしゃるように、どここの企業が必ず買うのだという約束事で埋立てが進んできているということでは私はないのだろうと思います。

北野委員

だから、企業が買ってやる、例えば中央ふ頭の3工区みたく、3か年で全部売れるだろうという見通しだったけれども、たった2パーセントしかいまだに売れていないと。これが近い将来、新たな財政負担になるのではないかとということで、再三ここでも議論しているのです。助役は、つい最近石狩湾新港に責任を持って小樽を代表してかわるようになったけれども、以前もこういう問題については議論になっていると思うのです。小樽市はもう少し毅然とした態度をとれないのですか。こんないいかげんな採算の合わないものを、皆さんが客観的に見たってわかっているところに、なぜ億単位の金をつぎ込んで、借金払いしりぬぐいをやらなければならないのか。

助役

今、おっしゃるように、従来から副管理者という立場で歴代助役が入っていきまして、新港の中でいろいろと議論といたしますが、小樽市の考え方を主張させていただいてきていますし、港湾部の担当者もその時々を担当会議の中でいろいろ小樽の主張というのは、いたしてきているということでございます。中央地区の問題についても、私ごとでいえば、私も港政課長として携わって、当時売却に向けての促進をお願いしてきた経過もございます。そういう中で、前に市長が話しましたように、道も重い腰を上げて、やっとそういう中では開発局とも建設事業の抑制といたしますが、見合った事業開発をするようにという中で協議が進められてきていますので、今、この西港区の事業費の問題も、今後まだ最終結論は出ていませんけれども、事業費も相当削減するのだと。16年度開発予算を削減するという方向で協議が進められていますので、そういう形で何とか我々も後年度負担が少ないような形で、この事業については一部見直しも含めて進めていただきたいと。従来の主張をこれからも続けていきたいと、こういうふうに考えています。

北野委員

土地開発公社について

次、土地開発公社について伺いますが、我々は土地開発公社の抱えている土地を、不必要なものは売れということとを再三要求しています。そこで、小樽市が同社のために借金して買った土地は、どこどこか。その金額は幾らか、どこの土地かを具体的にわかるように説明してください。

(企画)川堰主幹

15年度期首の段階で話したいと思います。全部で9件ございます。まず一つ目が、色内2丁目の、現在、博物館の駐車場用地となっておりますが、公園用地として、昭和53年に取得依頼を受けて公社が取得したものがございます。それと、赤岩1丁目の公共事業関連代替用地ということで、これは今年7月にすべて売払いを終わっておりますけれども、赤岩1丁目の住宅用地。三つ目は幸1丁目の野球場用地ということで所有しているものがございます。

北野委員

それは、どこか。幸1丁目というのは、

(企画)川堰主幹

幸1丁目の、上赤岩道路です。

北野委員

あれは、道路を新しくして、う回されているでしょう。

(企画)川堰主幹

そうです。

北野委員

野球場をつくるの、あそこへ。中に道路をつくって野球場はできないでしょう。

(企画)川堰主幹

市から取得依頼されて、野球場用地ということで公社が取得したものでございます。四つ目が桂岡の自然公園用地ということで、桂岡町なのですけれども、雇用促進住宅の隣接地でございます。五つ目としましては、運河公園の隣接する手宮仲通の街路用地ということで取得したものがございます。それと、六つ目、下水道中継ポンプ場用地ということで、塩谷2丁目、これは今年買戻しされてございます。それと、稲穂公園整備用地ということで稲穂5丁目の土地、荒巻山の頂上付近でございます。それと中央通の公共公的施設用地ということで、市民センターの隣接地、それと、築港の区画整理の関連でございますけれども、警察署の仮庁舎が建っていた用地、以上9件、期首では所有してございました。

北野委員

これは全部借金なのか。それで、売れたものもあるのだけれども、疑問なのは、桂岡町の自然公園用地ということで、今、説明があったのだけれども、雇用促進住宅の横といたら、前に中小企業大学校か何か誘致話が、だめになったところで、山のてっぺんでしょ。もうこれは取得の年月日が平成4年だよ。だめになってしばらくしてから買っている。これはなぜ買ったのか、公園をつくるのか。説明してください。

それから、荒巻山頂上付近というけれども、どこからどこまでか。だいたいあの辺の地域に詳しいから、イメージがわくように。そして、面積を言っていないから、何平方メートルの面積を買ったのか。

(企画)川堰主幹

桂岡町につきましては、面積が9,499.78平方メートルです。この買取り経過ですけれども、桂岡雇用促進住宅建設に係る残用地ということで、当時進めておりました人口定着対策としても、生活環境整備ということでの取得依頼ということになっております。それと、荒巻山の関係でございますけれども、面積が9,960.85平方メートルです。この買取り経過でございますけれども、昭和45年に都市計画決定したものを、周辺接道の整備が進んでいなかったために、地権者の要請もあるということで、市からの依頼により公社が取得したということでございます。

北野委員

市長に伺いますけれども、これは議会でもかつて問題になったのだけれども、桂岡町のところは、中小企業大学校が失敗したので、与党の幹部も絡んで強引に市に売りつけようとしたと。そういうことで、議会でも再三野党から追及を受けているいわくつきの場所です。ここを何で買い取るのかと。しかも、その横の公営住宅は、山のてっぺんだから空き家が多くて入る人がいないのでしょう。桂岡小学校の向かいの山でしょう、そこですよ。ここをなぜ買わなくてはならないのか。

それと、荒巻山もいろいろ再開発とかなんとかということをやったけれども、けっきょくどういう理由か知らないけれども、うまくいかなかったのでしょう。そのところを何で買って差し上げなければならないのか。もう事業に失敗して、にっちもさっちもいなくなった土地を買っているのですよ。どういうわけでこんなことをするのか。無駄遣いでしょう。買った括弧付主犯が答えてください。

助役

詳細についてなぜ買ったかは、いろいろ今、委員もおっしゃられたような事業計画の下、桂岡町については、そ

の後もいろいろな事業展開を模索した経過がございます。老健施設も含めて、いろいろ私も当時かかわった中で開発しようかということもありましたけれども、なかなか事業計画がうまくいかないということで、今、公社に抱えてもらっているということですが、これは、今後、地形の問題もありますけれども、何とか違う形であろうとも、事業計画ができるような形で努力しなければならないし、荒巻山につきましても、非常に古い経過が、担当の主幹から話がありましたけれども、公園整備の都市計画を持っていますから、そういうことを何とか進めていこうということだということで、ご理解をお願いします。

北野委員

理解できないということだけ言っておきますから、あなたは主犯ではないけれども、かわって答えてくれました。とんでもない話ですよ。にっちもさっちもいなくなったものを市が買って、旧地主に奉仕すると、そんなばかな話ないですよ。

消防音楽隊について

それから次、同じく財政の先ほど話した問題ですけれども、その中に消防音楽隊のことが触れられているのですが、この経緯、人件費といろいろ機材を買う、そういう予算が合わさっているかと思うのですが、これが年々減ってきてきていると。どういう事業を減らしてきたのか説明してください。事業というか、時間外でやる演奏会です。減らした演奏会、教えてください。

(消防)総務課長

音楽隊につきましては、今回の財政健全化の中で3か年休止することといたしました。委員がご指摘のように、平成15年度の事業につきましては、予算については36万5,000円の経費となっておりまして、実際に行いました行事につきましては6件となっております。14年度の行事につきましては10件を実施しておりまして、予算につきましてはほぼ同額の約36万円でございます。

北野委員

ここは長々できないからやめるけれども、平成13年度までやられていたちびっ子防火大行進での演奏、七夕防火デコンサート、消防が直接かかわる事業を削っているでしょう。全然関係のない事業をやっているのですよ、演奏会。なぜこんなばかなことをするのか。少なくともこういうのは、消防にふだん協力してくれる人でしょう。そういうのは続けなければならないのではないですか。何の基準で削ったかわかりませんから、基準をわかるように説明してください。

消防本部次長

今、委員がご指摘の件なのですけれども、これは事業を中止しましたので、その音楽祭の出場がなくなったと、そのようなことでございます。

北野委員

だから、おれには責任はないということなのだね。だから、もう少しこういう啓もう活動に使うというのが当然のことですから、相手がなくなったから知らんというようなことは無責任だと思います。これについては、後ほど詳しく質問します。

ふれあいバスについて

ふれあいバスについて伺いますが、市長の本会議の答弁でだいたい方向は見えてきました。そこで、現在、小樽市が中央バスに払っている2億円について、圧縮の方向で話し合いをする、協議をしたいと、どの方に対しても、こういう答弁でした。この理由、目的について説明してください。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

理由につきましては、現在、中央バスに2億円を払っているということで、これにつきましては、今回、新たに受益者負担という観点、それから市の財政状況がたいへん厳しいという状況から、できれば市としても多少の財政

効果を中央バスと協議しまして、少しでも圧縮の方向で話をしていきたいということでございます。

北野委員

課長に聞きますけれども、小樽市が全く出資しなくなったら、小樽市がやっているふれあいパスの事業ということにならないから、いくらかは残さなければならないのですよね。例えば100万円を中央バスに払ったとしても、小樽市のふれあいパスの事業になるわけでしょう。そして、最大の目的は、財政効果のために圧縮について話し合うということですね。中央バスは、半額とすれば、これまで小樽市に再三値上げを迫っているわけですが、直近の中央バスの調査の利用回数掛ける100円だったら、中央バスは年間で幾ら入金になりますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

直近、中央バスは今年の2月と、それから6月に調査してございます。その推計からしますと、約560万回利用されているということから、約11億円になると思われまして。

(福祉) 高齢社会対策室長

ただいまの課長、一般的な方を言いましたので、もし半額負担ということになりますと、今の560万回に100円を掛けますので5億6,000万円、こういうことになるかと思えます。

北野委員

一部有料になって利用回数が減るかもわかりませんが、しかし、そのとおりだとすれば、5億6,000万円を中央バスは手にすることになるのです。そのほかに、小樽市が2億円出しているのを全額削らないで、小樽市の制度として維持しなければならないから、ゼロというわけにはいかないと。そうすると、中央バスは小樽市が仮に2億円出さないと仮定しても、ふれあいパスだけで3億円の増収になるのです。多少の利用減があったとしても。だから、市長は、小樽市の財政がこんなに困難なのですから、こういう実態を踏まえて、もっと強力に中央バスと交渉すべきではないですか。いかがですか。

福祉部長

中央バスの考え方は、あくまでも利用実態に見合った負担をお願いしたいということで、ここ数年利用状況も増えてございますし、企業としてもたいへん厳しい状況を踏まえまして、もう既に民間企業が協力できる範囲を超えているという中で、私どもいろいろ協議をしているわけでございます。平成8年までは、回数券という形で交付してございました。回数券であれば、当然その金額を購入するわけですから、利用実態に合った状況になるということで、そういう形でもお願いできないかという中央バスの考え方がございます。そういう中で、私どもも、当然市の状況もあるわけですが、そういう中で何とかこの利用実態に即した適正な運賃を求められている中で、この制度を維持していきたいと。維持するためには、どういう形がいいのかということで、再三協議しているわけでございますけれども、当面、制度を維持するためには、少なくとも半額程度利用者の方々からご負担いただかないとまらないだろうというふうに考えているわけですが、依然まだかい離の状況がございまして、現状この2億円を少しでも負担を減らしたいという市の意向と中央バスとで今、いろいろと議論し、協議をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

北野委員

理解できないから聞いているので、中央バスの経営が厳しいというけれども、有価証券報告書をごらんになって、そこでどういうふうに苦しいか、具体的にお答えください。

市長

いろいろお話を聞きますと、バス事業自体が相当厳しいと、利用者が減ってきているというお話です。それから、そういう関係で人件費も相当抑制しているという話も聞いてますから、そんな面でぜひ中央バスとしてもこの事業を継続するのであれば、かい離分を何とかしてほしいという要求です。ですから、我々としては、せっかく始めた事業ですから、ぜひ継続をしたいと。市民の方々の意見も続行してほしいと、半分負担してもいいから継続してほ

しいという声が非常に強いものですから、我々としてはそういう方向でいこうと。同時に、財政も厳しいわけですから、市の負担も中央バスと一定程度、また個人負担が入るわけですから、そんなことも見合いの中で、ぜひ市の負担についても考慮してほしいと、こういう要請をしております、バス事業としては非常に厳しいのははっきりしていると思います。

北野委員

それは中央バスが厳しいというふうに言っているのは、私も側聞しています。しかし、客観的に有価証券報告書で判断しなければならないでしょう。それを聞きたいけれども、収入役がないから、そういうのを見てあなた方原部は中央バスと交渉しているのですか。少なくとも有価証券報告書を中央バスからいただいて分析して、小樽市のそういう要望を受け入れてくれるような経営状況だったら、そのままいいのでしょう。何も5億円をふれあいバスの利用者から取り立てなくてもいいわけでしょう。そういうことをやらないで、はいはい、はいはいと聞いてやっているから、私はおかしいと言っているのです。だから、検討するのであれば、有価証券報告書の中のどこが苦しいかということをよく私たちにも説明して、市民も納得いくようなことでなければならぬのではないですか。納得いきませんね。

助役

有価証券報告のことは、当然中央バスに要求して、そういう分析はしなければならないというふうに思います。ただ、再三福祉部からも言っていますように、中央バスとしても市長に慈善事業ではないのだという中で、自分たち民間企業として協力できる範囲を超えているということで、今回、言うなれば、10億円に対して今まで私どもは2億円ということで80パーセント引きという形なのですが、今回、半額負担いただくということで、50パーセント引きという形になるわけです。ですから、その残り50パーセントのかい離を向こうは、今、10億円であれば、5億円だと言っているわけですから、とても私どもは増額できる範囲にないので、これは、また16年度を実際にやった中で、利用実態もじゅうぶんに再度検証して、そのかい離をなくするように、実態に合わせたように半分は市民に負担していただくわけですから、残り半分についての負担というのは、16年度に具体的に交渉しよう。その前段階として、今の2億円をいくらかでも圧縮してほしいと。これが今の協議の経過ですので、これは年内何とか決着に向けて進めていきたいと、こういうふうに思っております。

北野委員

そういうことは納得いかないということはだけは申し上げます。

家庭ごみ有料化について

最後の質問に入ります。家庭ごみ有料化実施都市における歳入ということで資料をいただきましたけれども、先ほど私が資料要求のことで冒頭やって、何とか間に合わせると言ったのだけれども、何も言ったことがこの資料に書かれていないのでしょう。なぜこんないいかげんな資料を出すのか。私の話を聞いていないのではないか。

環境部次長

先ほど冒頭で北野委員の方からお話がありまして、これは北野委員の方は歳入の金額だけでなく、歳出の方もおっしゃいましたけれども、部長の方からは歳出の方は今日じゅうには間に合わない。できるだけことはやりますということで、歳入の方だけをまとめて提出させていただいたものです。

北野委員

だから、私は、こういうことになるから、もう9月の末から言っているのです。小樽市は議会で資料を出す場合、他都市のホームページに載ったものを、そのまま引き写すわけにいかないでしょう。資料として議会に出す場合は、一つずつ自治体に確認をするわけでしょう。そういうことで時間を要するから、早くから言っているのですよ。しかも、私が先ほど読み上げたごみ袋の製作経費、手数料徴収業務委託料、保管運搬業務委託料、管理システム経費、これらは私が言ったのではなくて、あなた方が第3回定例会の予算特別委員会並びに同じく厚生常任委員会で、こ

ちらが要求しないのに説明のくだりを出した項目なのです。だから、その他都市の根拠を小樽市に当てはめたらどうなるか資料をくれということで、再三要求していたのに資料は出さないということで、今日まで頑張ってきたのでしょ。そして、議会の審議に影響を及ぼしているのですよ、あなた方。自分らが言っていることも調べないで、議会から資料要求したら断って、そして慌てて出すと。審議をしようがない資料が出てきているでしょ。そんなことだめですね。歳出について、答えてください。資料で出ていないのだから、答弁で答えてください。

環境部次長

今のは、歳出について答えるということですがけれども、小樽市の歳出は前から言っているように出ませんということ。

北野委員

だから、そんなことは言っていないと、口が酸っぱくなるくらい言っているでしょ。小樽市のことは要求していないと言っているでしょ。

環境部次長

今、歳出について述べるというのは、何についてなのですか。

北野委員

あなた方が他都市の例を引き合いに出しているから、引き合いに出した都市の金額から人口で割り返して、小樽市に当てはめたらどれくらいになるかということをお答えなさいと言っているのです。そういう資料を出せということを口を酸っぱくして言ってきたでしょ。さっきも言いましたよ。同じことを何回も言わせないでください。

環境部長

ただいま、次長の方からも答えておりますけれども、私の方では第3回定例会以降に正式に議会からの資料としての要求を受けた覚えはございません、正直言います。ただ、私は先ほどから言っておりますように、北野委員が、課長なり私にそういう話をしたということですがけれども、今、北野委員がおっしゃったそういった資料要求については、実際、私は受けていないわけです。ですから、今、この資料を出したからといって、また、次から次へと新たな資料を要求されても、実際に今、こういう短い時間の中で、我々が把握できる範囲というのは限られているわけがございます。そういった意味で、私は先ほど冒頭に、いわゆる私どもの方にもし意思疎通なり連絡ミスがあったとすれば、今、私どもができる範囲での資料は提出させていただきたいと、こういったことでこの資料をつくらせていただいたわけですから、もし仮にそういった資料が必要であれば、やはり時間をかしていただかなければ、その資料を作成することはなかなか難しいだろうと、このように思っています。

北野委員

いや、部長、議員を侮辱するような答弁したらうまくないですよ。いいですか。あなたは、今年の9月25日の厚生常任委員会で、一番最後にあなたが割って入った答弁、何と説明しています。自分の言ったことだから覚えているでしょ。

環境部長

9月25日というのは、たしか厚生常任委員会の最後の私の発言だったというふうに思いますけれども、私が話したのは、その前段にいわゆる有料化によって財政効果と申しますが、そういったものが1億円だ、2億円だと、こういったような話もひとり歩きをしている。そういったことを受けまして、今、私どもの話しているのは、あくまでも函館市や室蘭市の例をとった場合に、こういう金額になっている。廃棄物減量等推進審議会でこれから議論されるわけですし、その上での小樽市としての方針も決まっていくわけですから、今段階でそういう金額が幾らになるかということについては、これは明確には申し上げることはできないだろうということを私は言っているわけです。

さらに、その有料化をもしするとした場合に、資源物の回収の品目の拡大なり、収集回数増加、あるいは不法

投棄だとか、あるいは祝日の収集だとか、従来から市民要望が強い、そういったものの要望がありますから、今の時点から金額が幾らになるとかということについては、非常に難しいということを私は言ったわけであって、必ずしもその裏づけの資料をここで出すとか出さないとかということは、私はそういった言葉で言った覚えはございません。

北野委員

都合のいい説明をしてはだめですよ。9月25日の厚生常任委員会の会議録があるけれども、あなた、そんな都合のいい話をしているけれども、一方では具体的に言っているのですよ。だから、あなたは予算特別委員会、それからこの日の厚生常任委員会で担当者の間淵主幹からいろいろあったけれども、それこそ2億円がひとり歩きされたら困るからと言って、るる説明しているのですよ。その中で、他都市の例を引いているのです。だから、私は委員会が終わった後、部長の答弁について、他都市の例を引いて根拠をメモでいいから出してくれということ、それ以来一貫して言っていますよ。あなたにも言っているし、管理課長にも言っているのですよ。出せないという一辺倒でしょう。そして今になったら、この資料が出てくるのだよ。これはどういうことか。私どもは、ごみの袋の製作費用だとか、あるいは販売手数料だとか、そういうことについては一切質問では言っていないのです。あなた方から出された話ですよ。だから、他都市の例を聞いて、小樽に当てはめたら幾らになるか、メモでいいからくれということ、終わってから言って、その後も何遍も言っているでしょう。それを聞いていないと。管理課長に聞きますけれども、今日の午前中、1回目の私との話のやりとり、記憶にあると思うから、繰り返してください。

(環境)管理課長

北野委員の方から私どもに言われましたのは、資料としまして、実際に有料化を実施している都市があるだろうということで、それを受けて、それを小樽市に当てはめればどういう数字になるかと、それも歳入絡みでということで、私どもにとってございますけれども、そういうお話かと思えます。

北野委員

それを出せないと言ったよね、あなたね。

(環境)管理課長

資料として、私どもは提出できないということはお伝えしてございます。

北野委員

その一部が資料として出ているでしょう、どういうことか、これは。

(環境)管理課長

その時点でお話をさせていただきましたのは、以前からの話もございますけれども、一応あくまでも他都市の例を小樽市に当てはめてということでございまして、資料としてという提出ができない、議会資料といいますが、そういうことでできないということでお答えをさせていただいたところでございます。

北野委員

この資料とどういう整合性があるの、一部分は手数料で出ているよ。年間1人当たりの負担額だとか、頼みもしない項目が出てくるのだよ。もちろん要求した項目も出ていますよ。矛盾だらけでしょう、あなた方の言っているのは。我々は市民に負担をかけるから、そういうことをきちんと資料として出していただいて、じゅうぶん審議したいから言っているのですよ。

環境部次長

今日の理事会の席でも部長から話しましたが、北野委員のおっしゃっている資料というのが、小樽市では歳入をどれだけ考えているのか、歳出がどういうふうになるのかというふうに、我々はずっととらえておりました。したがって、小樽市としては、今、審議会に諮問している段階であって、有料化するという決定をしているわけではありませんし、どういうふうになるかわかりませんということで、そういう資料は出せませんということは、

今まで話はしております。そのときに、北野委員から今おっしゃっているような、ほかの市の単価で小樽市の人口に掛けたら幾らになるのか、それも出せないのかという話ではなかったというふうに、我々は理解しているものですから、それで先ほど部長が言ったように、行き違いがあったのかもしれないけれども、小樽市ではどう考えているのかというふうに受け取っていたものですから、それはまだ出せません。考えてもいません。これは実際に歳出の方につきましては、どういう形で実施するのかということまでは考えておりませんから、したがって、どれだけの歳出がどうなるのかと。各市それぞれ収集する品目が違ったり、実施する方法が違ってまいりますので、これを小樽市に当てはめて幾らになるかと言われましても出しようがないということで、お答えをしたところです。

北野委員

宮腰次長と私が話したのは、議会でのやりとりは今回が初めてなのだよ。管理課長がきちんと答えているでしょう、私が何を要求したか。それは出せないと答えているでしょう。それを前提にして答弁してください。全くあなた方が言っているのは、私が小樽市が審議会に諮問していることを、先に審議の答申も受けないで小樽市の費用を歳出を出せなんて言っていないから。他都市の例を出したのはあなた方なのですから、私が出したわけではないですよ。部長が一番最後のときに言っているでしょう。函館市レベルの例にとりますと、袋の製作費、販売店に対する受託費、これらを函館市レベルの例にとると、1億円以上の金がかかるのではないかとというふうに思っております。これは、函館市を例にとって小樽市に当てはめれば、1億円以上という答弁なのです。だから、そのレベルでいいから、資料を歳出で出してくださいというのは当たり前でしょう。あなた方が言っているごみの袋の製作費、販売委託料、保管運搬費用、あなた方の言っていることに譲って、それ以上のことは私は要求していません。何かさっきの部長だったら、次から次へ私が新しいことを言っているように言っているけれども、違いますよ。あなた方の範囲で一貫して言っているのですよ。出してください。答えるか。

環境部長

私も先ほどから申し上げておりますように、今の函館市の例にとった場合には、1億円ぐらいかかるのではないかとというようなその部分については、具体的な資料を出せということも、私は率直に言いまして、今まで聞いてはございません。ですから、仮にそういったものの資料をつくるにしても、私はこれは従前から申し上げておりますように、あくまでも超概算で、まだ、小樽市として有料化を導入するかどうかはまだ最終的に決めているわけではないですから、またそのやり方もいろいろある。ただ、函館市がこの程度の金額がかかっているのであれば、仮に小樽市でやったとしても、それなりのお金がかかるだろうということで、超概算ということで申し述べさせてもらったわけでございます。そういった意味では、その時点で資料要求を何とかならないとかという、そういう議論ではなかったと、私はそのように理解してございます。

北野委員

委員長、さっきから聞いているとおり、最終の資料要求の中身は、改めて私は今日午前10時に管理課長に言っているのですよ。管理課長がさっき答弁したとおりですよ。それを環境部長が聞いていないでしょう。そうしたら、課長の判断で資料は出せないと言ったのですか。私は、環境部だから全部一体でもってやっていると認めていますから。それと部長は超概算と言っているけれども、そんなことではないですよ。あなたは金額を言っているのだから、概算であっても1億円以上かかると言っているのですよ、さっき言った項目は。それを受けて他都市の例、函館市と言うから、函館市でこうだったら小樽市はどのぐらいになるのか、その根拠を出しなさいということを一貫して私は言っているのだから。それを一回も聞いたことがないなんて、とんでもない話ですよ。あなたの答弁を基にして、私は直後に言っているのですから。自分の言ったことも忘れて、人に責任をなすりつけるような言い方はやめてください。答えてください。

委員長

北野委員に申し上げますけれども、このまま審議を続行しても進展が見られそうにもありませんので、質疑を違

う観点から続行していただくか、一たん休憩して、理事会を開催の上で質疑をしたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

北野委員

委員長の判断に任せます。

委員長

できれば、このまま質疑を続けて、この資料に関しての部分がかみ合いませんので、それを外して質疑を続行願います。

北野委員

私は、外してやるわけにはいかないから言っているのです。例えば、普通の家庭で使っている袋ですよ。私、さっきコンビニに行って買って来たら、これはコンビニは高いとほかの人は言っていましたけれども、これは10枚で200円、45リッター、半透明。消費税を入れれば1枚21円ですよ。これが、毎日使われているから、この袋が幾らになるのかというのは、市民が一番関心が高いのですよ。だから、他都市の例でいいから、資料を出していただければ、袋1枚幾らぐらいになると。函館市でいえば幾ら、旭川市でいえば幾らと、伊達市を含めればけっこう都市でもって有料にしているところがあるでしょう。全部袋について、いっているわけではないけれども、そういうふうに市民が今のごみの有料化について関心を持っているから、それをあなた方の答弁の範囲で、私は聞きたいということをやっているのですから、生協で買ったらもっと安いという人がいたから、それはそうかもしれませんよ。だから、いったい今20円の袋が幾らになるのかということ、あなた方から資料が答弁が出ないと、私は先に進めませんから。

委員長

環境部の皆さん、いかがでしょうか。今時点でわかる範囲内の他都市の例がございましたら、お願いします。

(環境)間淵主幹

ただいまの北野委員のご質問でございますけれども、全道的に見まして、北海道の場合はリッター当たり2円というのがだいたい指定袋を使っている有料化実施都市の状況でございます。例えば函館市であれば、40リットル袋は80円、30リットル袋は60円、20リットル袋は40円、10リットル袋は20円、5リットル袋は10円となっております。それから、例に挙げてございます室蘭市におきましても、40リットル袋は80円、30リットル袋は60円、20リットル袋は40円、10リットル袋は20円となっております。

北野委員

そうしたら、全道平均でいったら、いったいこの袋、今1枚21円で売っているのは幾らになるのか。小樽市に当てはめたら。

(環境)間淵主幹

40リットル袋となれば、80円ということになるかと思えます。先ほど言いました全道がリッター2円がだいたい平均化しているという例にならっての話でございます。

北野委員

そうしたら、総額幾らになるのか、人口でやれば、わかっているのでしょうか。

(環境)間淵主幹

先ほどから人口比という率に比較してということですが、なかなか有料化という中では人口比だけではやっていけない部分がございます。前に答弁いたしましたけれども、それぞれのごみの収集の仕方、また、資源物の種類等によって1週間に集めるごみ量の回数も違ってまいりますので、単純に人口比に当てて袋の枚数等を出すことはできないものと考えてございます。

北野委員

だから、それはあなた、9月25日の答弁でそういう前提の下で答えているのですよ。だから、私はそれを前提にして一步踏み込んで、あなた方の一步譲った他都市の例を前提にして踏み込んで、袋の製作費だとか、販売委託手数料とか、保管運搬手数料とか。環境部長はもっとそのほかのことを言っているから、それは後で聞きますけれども、だから、そういうことで幾らかかるのか聞くと、2億円、2億円というひとり歩きされたら困るけれども、そうやって言って、函館市のレベルだったら袋の製作費と販売委託手数料、これらで小樽市では1億円以上の金がかかると、そういう意味の答弁をしているのだよ。私はそんなにかからないと思うけれども、函館市が1億数千万円なのだから。人口は半分だよ。それは、主幹がおっしゃるとおり、ごみの質だとか、出す量だとか、それは函館と同じではないでしょう。そういうことは私もわかりますから。そういうことを全部前提にして言っているのですから。そういうことはきちんと答えてください。そこまでわかっていて答えられないという話はないでしょう。

委員長

環境部、いかがですか。

北野委員

委員長、答えられないのなら、休憩して答えてください。

（環境）間渚主幹

先ほど申し上げましたとおり、小樽市の人口比に割りまして、小樽市ではどのような算定になるかという部分では答えられませんが、こちらで押さえております函館市、室蘭市が有料化を実施しようとしたときのかかっている費用、これについてお答えしたいと思います。

北野委員

けっきょく、わかっていて資料を出していないということで、答えたら何も資料を出せたということになるのだよ。なぜ頑張らなければならないのか。だんだんだんだん一つずつ小出しにしてくるでしょう。わからないというから、仕方ないので、このふじゅうぶんな資料で審議しましょうということが入ったのですから。一つずつぼろぼろぼろぼろ出ているでしょう。けっきょく間渚主幹は、正直に全部答えるけれども、部長と次長と管理課長は、防御してしゃべらないのではないの、あなた方は。環境部の3悪人だ。人をばかにしないでくださいよ、部長。さっき委員長に何と答えました、あなた。これ以上出ないというから、私は仕方ない、そうしたら質問でやりましょうと、委員長の提案を受けて、そういうふうになったのですよ。聞いていったら、ぼろぼろぼろぼろ出てくるでしょう。函館市と室蘭市について押さえていると、あなた方理事会でも言ったでしょう。その資料を出せと言っても歳出は出さないのだから、頑張る。今、聞いたら、ちょこちょこ出てくるのだから。なぜ、そういう態度になるのか。

環境部長

どうも今、3悪人の1人と言われたのですけれども、意味の食い違いもあるのかなというふうに思っております。

北野委員

そんなことで意味の取り違いなんてしていない。そういうことで議員を侮辱するのではない。

環境部長

函館市の今の間渚主幹の方で話しておりますのは、先ほど私どもわからなかったのですけれども、北野委員の方からインターネットの中で、函館市のごみの有料化の状況が載っているというご指摘を受けて、今、それに基づいて、私としては間渚主幹の方に言いまして、ある程度の情報を早期に仕入れた中で、できるだけことは話をするようにということをごさいます、今日の12時の理事会の段階では、私どもが押さえていたのは、あくまでも函館市、それから室蘭市の14年度のいわゆる歳入額、それが人口1人当たり幾らになるのかということ、そのお話をしていたわけですから。今、その後のインターネットで拾ったこの資料につきましても、その後の資料に基づいて、今、話をされているのです。ですから、そのときから我々が隠したとか隠していないということではなくて、あく

までもそれに応じて話をさせております。何度も私どもも言いますけれども、小樽市としては、今、まだ有料化の最終決定をしてございませんので。

北野委員

そんなことは何回も言わないでもわかっている。そんなことを問題にしていけないでしょう。

環境部長

ですから、小樽市でどの程度の金がかかるかといいますが、単に室蘭市や函館市の金額をそのまま当てはめることにもなりませんし、それは新たにその段階できちんとした積算をする、あるいは見積りをとるということにしなければならないだろう。そういったことの中で、初めてその経費は明らかになるのではないかと、このように私は思っております。

北野委員

委員長、だめだわ、これ、もう。さっき、そうしたら、委員長を通じて環境部が説明したことを真に受けて出てきたものは、間抜けだったということなのだよ、我々委員会が。全然話にならないよ、こんなものは。資料のやりとりのときに言っているでしょう、この歳出の項目は。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午後7時10分

再開 午後9時05分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、理事者より発言の申出がありますのでこれを許します。

環境部長

本委員会での先ほどの北野委員の資料の件の発言に関しまして、本来であれば調査の上提出可能であった他都市の事例を、小樽市の場合はどうなのかという資料と取り違えたことにより、本委員会の審議に支障を与えました。これは、環境部長である私の認識の誤りに起因するものであり、おわび申し上げます。今後このようなことがないように、じゅうぶん注意をして執行に当たりたいと考えております。

委員長

続きまして、ただいま配布されました資料について、理事者より説明を求めます。

(環境)間淵主幹

お手元に配布させていただきましたごみ有料化に伴う経費調べについて、説明させていただきます。

挙げました市は函館市の14年度予算、室蘭市の10年度導入時の予算、登別市の14年度決算、滝川市の15年度予算でございます。なお、滝川市につきましては、有料袋についてのみの調査となっております。それから、登別市の14年度決算の数字につきましては、手元に入りました資料が1,000円単位でありましたので、決算ではありますが、1,000円単位となっております。

それでは、説明をさせていただきます。左から函館市でございますが、人口とそれから有料袋の枚数、それから有料袋の作成費、これは可燃袋と不燃袋の両方の作成費でございます。それから、粗大ごみ処理券を発行しているところの数字とごみ袋を保管いたしまして搬送するのを委託しているところがございまして、その場合の保管搬送料等を抜いてございます。それから、有料ごみ袋をコンビニと、また、スーパー等で取り扱っていただく際の委託料、保管搬送取扱委託等に関するソフト使用料、それから減免関係、その他諸経費等を入れましての内訳となっ

でございます。函館市におきましては、人口28万3,373人に対しまして、総合計が2億1,086万7,000円で人口1人当たりが744円となります。小樽市の人口14万7,196人に掛け合わせますと、函館市の例でいきますと小樽市の場合は、1億951万3,824円となります。これが掛け合わせた経費となります。

次に、室蘭市であります。人口10万1,138人、歳出の合計が6,914万7,000円、人口1人当たりが684円、小樽市に当てはめると、1億68万2,064円となります。登別市、5万4,503人、合計歳出が3,843万5,000円、人口1人当たり705円、小樽市に当てはめると1億377万3,180円、最後に滝川市、4万6,365人の袋製作費、1,279万9,000円、人口1人当たり276円を小樽市の人口に当てはめると4,062万6,096円となります。以上が資料の説明でございます。

委員長

北野委員の質疑を継続いたします。

北野委員

時間がたいへん遅れましたので、予定したものをカットして、そのかわり明日以降、理事者の皆さんにメモの提出という形で質問させていただきますので、委員長の了解もいただいておりますので、ご協力お願いしたいと思います。

若干だけお伺いしますが、今、家庭ごみのことでお答えがあったわけですが、これを今後どういうふうに展開するかということが関心の的ですが、今日いただいた財政健全化による財政効果見込額の資料の一番下段に、家庭ごみ有料化未定となっているわけですが、そのかかった経費のほかに、いわゆる財政としてお金を当て込んでいるのかどうか。これは、部長お答えください。

財政部長

それも、会派説明の際にそれぞれの会派の皆様からご質問がございまして、見直しの主な項目を示したわけでございますけれども、それによって、ではいったい効果はどの程度のだろうというお話がございました。その中で、人件費については、その20億円の目標にほぼめどがつきそうだ。それから、歳入についても何とかいきそうだというようなニュアンスでは、皆様にも話してございます。5億円ですね。それから、ただ、事務事業の見直しについては、なかなかこの15億円の目標というのが、非常に厳しくて、まだそこまでは及んでいないというような話をさせていただきました。そういった中で、歳入については、もちろん額の確定というのはないのですけども、財政当局としてはそれなりの腹としては持てるのかなと、そういう意味で話をさせていただいたつもりでございます。

北野委員

さっき山口委員にあなたは褒められていたから、官僚の言葉でなく。だから、ざっくばらんに幾らぐらい財政当局としては当て込んでいると、ごみの有料化見直しで。そういうふうには答弁できませんか。

財政部長

この発言が、また波紋を呼ぶと、これはまた大変です。ですから、それなりに皮算用と受け取られるかもしれませんが、その当時、いろいろ原部の話も、たしか会派説明の中でいろいろさせていただいているのですよね。その辺を聞けば、ああまあこれぐらいだというような感じで受け止めていただければと。

北野委員

では、確認だけしておきますが、未定ということは、まだ決めていないということであって、期待はしているということですね。

財政部長

そのとおりです。

北野委員

ごみの有料化の問題は、資源物の回収にも一定のお金がかかるということですけども、しかし、これはだから

とって市民の負担にするということはいまよくないことですし、まして財政が苦しいから、このごみの有料化のどさくさに、袋の値段も高くして、事実上市民からお金を取ると、こういうことが果たして市民を納得させることができるのかという問題がありますから、ですからこの問題については、私としては警告だけ発しておきたいということをお願いして、予定した質問はさっきのことで対応したいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

3点質問をいたします。

経営支援特別資金について

まず、経営支援特別資金についてですが、これはずいぶん議論もされております。ですから、簡単な質問でありませぬけれども、ただ、いろいろな数字が出てきたので、数字のところだけもう一回押ささせていただきます。

まず、貸付件数、貸付金額、倒産件数、焦げつき金額。

(財政)産業振興課長

経営支援特別資金ですが、平成14年度は融資実行45件で42社、1億8,950万円、15年度は現在まで融資実行9件で9社、3,523万円です。また、損失補償額についてですが、平成14年度から現在までで6件、6社、1,901万8,026円となっております。

大橋委員

お金を貸す制度ですから、当然ながらどのぐらいリスクがあつて、いろいろ考えた上でやっていることでありますが、現在のこの貸付金額に対して、倒産件数が6件で1,901万8,000円、これはだいたい想定していたのですか。

(財政)産業振興課長

現在、損失補償額は1,901万8,026円の中で、市が8割、それから金融機関が2割というリスクの中で行かせていただいておりますが、できるだけ少ないリスクの中だと考えているところでしたけれども、現在、緊急経営安定資金では損失補償額が5件、3社出ておりますので、それも含めると、約10パーセントほどになっております。これは今、庁内の検討会議の中で議論もしておりますけれども、数字としては大きいのかどうかという部分についても含めて議論していますが、現実としては約10パーセントほどの損失補償になっているということで、決してこれは低い数字であるというふうには認識はしておりませぬ。

大橋委員

申し込むときに、金融関係ですから、今回は担保だとかいろいろな部分でできるだけ緩くして貸すという趣旨はあったわけですが、しかし、最初から倒産しそうなどころには貸さないだろうと思います。要するに、貸すところの信用度の審査だとか、そういうのはどこがやっているのですか。

(財政)産業振興課長

実際、この経営支援特別資金につきましては、事業継続は見込めますけれども、実際には信用保証協会の保証付になることが困難なところということで、保証付になるところにつきましては、こちらは該当しないということで、かなりそのような厳しい企業の皆様に、徹底的にできる限り支援させていただくという制度でして、この中では実際に私どもはその要件を満たしたときには、金融機関にあつせんをさせていただきまして、その中の審査につきましては、金融機関にお任せをしているところでございます。

大橋委員

二つの見方がありますけれども、一つはけっこう金融機関でそういうふうにあつせんしたけれども、はねられるところもあるという考えもありますし、またもう一つは、こういう資金ですから、受付順に資金枠に達するまで実

際は貸したのだという、それはどういう感じですか。

(財政) 産業振興課長

今回、平成15年度で見ますと、10社で9件融資させていただいておりますが、あっせんは10社させていただいておりますけれども、その中では平成15年度につきましては、1社は保証付になったということで、こちらの方からあっせんしましたけれども、はずれています。ただ、14年度につきましては、45件実質実行させていただいておりますけれども、確かに融資のあっせんをした中では、債務超過ですとか、又は非常に体質的に、今後継続は難しいのではないかとことでの金融機関の判断がございまして、あっせんはしましたけれども、融資実行には至らなかったところもございまして。

大橋委員

この制度につきましては、以前から軸足といいますか、幅を広げたいということで、それを実行するべきだという質疑がいろいろあったように思います。ただ、その中でずっと長くそれはできないのだという形で断ってきていた案件ははずです。今回、議会に戻ってきましたら、そういうことが起きていて、しかも専決処分だという形で倒産がありました。今日は時間がないですから、私の結論の方を申し上げますと、実際に損失を受けたり、市民の税金といたしますか、市民のお金で補てんする形になります。民間企業の活動で失敗したり、そういう部分のお金を、やはり市民の税金といたしますか、そういう市の資金の中から補てんするような制度については、私は基本的には賛成できません。ただ、急にやめるとかそういうことに困難な部分はあるのだと思いますけれども、大いにやれというふうには勧められないと、そういう意見を持っております。それについていかがですか。

経済部長

この件に関しましては、先ほども答弁申し上げたのですが、さまざまな角度からのご意見をいただいております。私も、今、大橋委員のお話にありました基本的な市でやるべき融資制度というのですか、その辺あたりの限界というのはやはりどこかであるだろうと思っておりますし、国なり道なり、あるいは保証協会がついていたり、いろいろな立場での役割というものはあるだろうと思っております。今回、平成13年度商工信組破たんという、小樽市にとってたいへん大きな経済環境の落ち込みの中で、応急的に、まさにその年度頑張るやろうということで立ち上げた制度です。結果的に、今こうやって1年、2年継続してきているものですから、こういった形になっておりますけれども、そういう意味では原則的なことからいいますと、今おっしゃったように考え方というのはじゅうぶんありうるし、私どもも検討会議の中では、そういう意見も出てきております。一方では何とか条件を変えても継続をしていったらどうだというご意見もございまして、それら全体を踏まえて、さらに検討していきたいというふうに思います。

大橋委員

はり・きゅう・マッサージ等助成金廃止について

次の質問に移ります。歳出見直しの中で廃止を検討する部門の中でははり・きゅう・マッサージ等施術費助成金というのがあります。これについては、その金額とそれから券の配布方法をどういうふうにしていたか、教えてください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

平成14年度実績で申し上げますと、交付者数が1万827名でございまして。それで、交付方法につきましては、4月にふれあいパスが一斉交付されますので、このときに大部分の方に交付してございまして。あと、それ以降につきましては、基本的には70歳以上の方ということですので、誕生月のときに来られる場合もございまして、ふれあいパス交付のときにももらわないで、その後に使いたいということで後日いらっしゃる場合もございまして。そういう状況でございまして。

大橋委員

今、金額も聞いたのですけれども、金額というのは、要するに実際に使った後に、請求金額が確定すると思いま

すけれども、それは幾らですか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

金額につきましては、2万4,816枚の請求が来てございますので、これの1枚につき1,000円でございますから、2,481万6,000円の扶助費というか、事業費となっております。

大橋委員

私の記憶違いなのか、1枚500円ではなかったのでしょうか。1枚1,000円でしたか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

14年度は1枚1,000円で助成しておりました。15年度から一応500円ということで計算してございます。

大橋委員

質問をわかりやすくするために申し上げますけれども、実際に行われている状況の中で、けっこう他人の券を使うということが横行しているというふうに聞いていました。実際に私の身近でもゲートボールのボスみたいな人が、使わない人、券よこしなさいとって集めて、そしてそれをさらに配布していると。一部なのか、かなり広まっているのかわかりませんが、そういう実態については聞いていましたか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

私どもの方で、実際にそのような部分で調査等をした経過がございませんので、その可能性はあるのかもかもしれませんけれども、当方ではその辺の実態を調べているということはありません。

大橋委員

要するに、券の配布方法だったのだと思うのです。だれでも使えるような形といたしますか、そんな形でチェックが甘かったのだろうというふうに考えています。今回の質問の趣旨は、この制度をやめろという趣旨ではないので、逆なのですけれども、いわゆるこのはり・きゅう・マッサージ等の事業をしている人たち、その中で非常に差があると思います。健康保険を適用される事業者といたしますか、そういう人たちもいますし、それから医者から紹介を受けられる立場の人もいますし、全くそういうような制度の恩恵をこうむらないで、ただ普通に営業している人たちもいます。その辺については、どういう人たちが健康保険を事業者として適用されたり、医者から紹介されたり、そういうふうになっているのか、そういう意味でわかりますか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

私どもの方では、あくまでも健康保険を使えるかどうかということで、指定事業者ということで、指定しているわけではございませんので、申しわけないのですが、その辺、今実際に、11月1日現在で56事業者がおりますけれども、そのうちでどの程度保険適用の事業者がいるかというのは、把握してございません。

大橋委員

今、これをやめろという話の中で、一番最初の制度を始めるときに陳情をしてきたのは、視力障害者の団体だとか、そういう人たちが陳情して、10数年前に始まったと思うのです。ただ、いわゆる会派説明とかそういうときに聞いたときには、実際にはそういう視力障害者の人たちのところに券が行くよりは、近ごろ始めている晴眼者といいますが、健常者といいますが、そちらの方に券が回る確率が高くなったというふうに聞いているように思いますけれども、それはそうでしょうか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

この制度は昭和54年から制度開始になったわけでございますけれども、私どもそのころの会員の状況というのはよく把握してございませんけれども、ただ一般的なことを申し上げますと、当初はある程度、今ほど健常者がこのはり・きゅう・マッサージの方に進出していなかったということを考えると、関係団体自体がある程度視力障害者の方が多かったのではなかったのかと。ただ現在は、先月か先々月ぐらいにもちょっと出ていましたけれども、かなりこの整骨院等を含めまして、あんま・はり・きゅうも含めて、かなり健常者が進出しているということは、お

聞きしておりますので、比率的にいうと、今、委員がおっしゃったように、当初から比べると健常者のシェアが広がってきているということは考えられると思っております。

大橋委員

長年の利用の中で、だんだん趣旨が変わってきているというような、そういう部分が出てきているのだと思います。結論的な部分に先にもう入ってしまいますけれども、申し上げたかったのは、視力障害者で仕事をしている人たち、その人たちが今どんどん仕事が減っています。それからもう一つ、そういう人たちは健康保険の適用除外になっていますから、健康保険でかかる人たちはそこに来ない。それから、医者が紹介する場合も、そういう視力障害者の人のところには、医者はほとんど紹介しないという実態があるやに聞いております。そんな中で、視力障害者でやっていらっしゃる方は非常に困ってきているわけですが、この制度については、このまま残せということは、財政的な部分からいって無理だということは理解した上なのですけれども、そういうふうな形で視力障害者で高齢者の方等の治療をしている方々、その方々にとっては、少ないとはいいいながら、まだ券が使えるということが非常に貴重な収入であり、お客さんが来るポイントだという実態があります。ですから、そういう考慮する部分と、それから1人6枚とかと決まっているわけですから、他人の券を使えないようにきちんと管理をする、そういうことができれば、現在よりも非常に少ない金額で一部制度を残せるのではないかなと、そんなふうには思っているのですが、いかがでしょうか。

福祉部長

今、課長から申し上げましたけれども、視力障害者の方々のいろいろなお話を担当も聞いているところでは、たいへん治療所の利用状況が減っているというお話も伺っております。そういう中で、現状の高齢者福祉制度として、今あるわけですが、この制度で考えますと、なかなか現時点では難しい状況にあるかなと思っております。ちなみに、道内34市ございますけれども、この制度を今実施しているのは小樽市も入れて7市でございます。それで、10万以上で見ますと、札幌市と旭川市と小樽市だけでございまして、札幌市は国民健康保険制度の中でやってございますし、それから旭川市につきましては、小樽市が今年半額の500円の補助にしていますけれども、今、本市の予算の3分の2程度が旭川市でございます。したがって、小樽市が飛び抜けているという状況でございます。そういう意味で、先ほど申しましたとおり、なかなか難しい面があるのかなと思っておりますが、今、おっしゃるような障害者自立支援の面という側面も、当初の状況を見ますと、否定できない面もございます。そこら辺については、この高齢者の福祉制度とは別に、今後の研究課題で何か方法があるのかどうかは、研究してみたいなというふうには思っております。

大橋委員

ふれあいパスについて

最後の質問になります。ふれあいパスについてです。これは嫌というほど議論が行われていますから、単純な部分でお聞きします。ふれあいパスにつきましては、札幌市もやっています。札幌市の場合は、利用者が20万2,000人で、35億2,100万円の費用がかかっていると聞いております。それで問題は、その20万2,000人で35億円というものは、1人当たりになりますと1万7,500円。小樽市の場合には、雑ばくな数字でいけば、2万人で2億円ぐらいの計算ですから、小樽だと1万円なのです。その問題というのは、中央バスとの交渉の間ではどういうふうに取り扱っているのですか。

福祉部長

中央バスでも、今、札幌市といろいろ協議をしていると伺っております。それで、中央バスの考え方としては、あくまでも利用実態に合わせたものの負担をお願いしたいと、こういうことで札幌市との話をしております。ですから、そういう意味では、かなり小樽と並行しながら、そこら辺のぎりぎりの話合いを進めていると伺っておりますが、小樽市につきましても、そういう意味で利用実態に合わせた負担と、こういうことでございますので、

あくまでも従来の利用状況と、実際の負担と違いまして、あくまでも民間企業でございますので、しかも市民の足を確保するという立場から、ぜひ乗った部分、利用していただいた部分については、札幌市も小樽市もきちんと負担をしていただきたいと、こういうこの基本線は基本的に崩してございませんので、ただ、先ほど来ておりますとおり、小樽市は、今、10億円以上の利用実態でございます。半分を負担していただいたとしましても、約5億円のかい離がございますので、ここら辺の問題について、さらに私どもは今の何とかこの2億円を少しでも減らしていきたいという方向で、協議を続けている状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

大橋委員

利用者の一部負担といいますが、そういうものはどうしても出てくるような形で進んでいるわけですが、いろいろな負担の仕方があると思いますけれども、一部料金を負担するフリーパスというのがありますし、それから利用の限度額を設定したパスというのがありますし、交付の年齢を引き上げるということもあります。それから所得制限制度もありますし、回数券もあります。いろいろな方法が全国で行われているようですが、小樽の方向としてこういう方向を目指しているというのは、今の時点でありますか。

福祉部長

あくまでもなかなか相手がございますので、中央パスなんか、今、札幌市と話合いをしている中では、例えば今いますカードといいたまうか、実際に小樽市であれば1万円カードですとか、それから5,000円カードですとか、あるいは回数券方式もあるでしょうけれども、そういうものであれば、会社側としては利用実態に合った状況になるという考え方も言っているわけですが、本市はあくまでも今のこのふれあいパス制度を、何らかの形で維持していきたいと。基本的に維持していきたいという考え方で交渉しておりますので、今、言ったような半分負担と市の負担とあわせて継続していきたいということで、今、考えているわけです。

大橋委員

いろいろ交渉にご苦労されると思いますけれども、よろしくお願いします。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

未知の時間に突入をしまして、私初めての体験ですから、少し集中力が途切れつつあるのですけれども、皆さんの方は何度もこのような機会をくり抜けていると思いますので、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問が重複するようなところもあると思うのですけれども、ぜひ改めて確認という意味でもよろしくお願いいたします。

ふれあいパスについて

まず、今も大橋委員より質問のありましたふれあいパスについて、幾つか質問をさせていただきます。一般質問のときに、ふれあいパスについて質問とともに提言を幾つかさせていただきました。その質問に対する、市長答弁として、今後の研究課題としていきたいというようなお話を受けまして、ぜひと思っているのですけれども、私自身提言させていただいた責任というわけではないのですが、今、思っている考え方又はそういうようなものを幾つか、お話しさせてもらえればなと思っております。

それでは、突然なのですけれども、一つ目に空間ビジネスというようなビジネス、言葉として表すことができるのですけれども、この空間ビジネスについて簡単に説明していただけますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

たいへん勉強不足で申しわけないのですが、イメージとしては恐らくすき間とすき間というのですが、そういった中のビジネスかなという気がしておりますけれども、いかんせんちょっと勉強不足なのでご容赦お願いいたします。

す。

森井委員

一応、通告の方はさせてもらってはいたと思うのですが、本来であれば、物の動きとかでお金が発生したりとかというようなことだと思っておりますが、空間ビジネスというのは、いわば空間を利用したビジネスですね。言葉どおりなのではございますけれども、こちらの方も実は説明していただくと思っておりますけれども、私の方から幾つか挙げさせてもらいます。例えば、小樽市として今まで運営していたりとか、そういうようなものとして、例えば水族館、交通記念館や体育館もそうですし、博物館等、そのようなものもそうです。また、最近話題になっているパークゴルフ場というの、ある意味空間ビジネスと言えるかと思えます。そのような空間ビジネスはいろいろな利点があるのですが、私自身が調べた中では大きな一つの利点があります。それは、いわゆるお客さん又は利用者が1人だったとしても、100人だったとしても、1万人だったとしても、基本的にはランニングコストというか、それにかかる経費というものは、そうそう大きく変わらないという点であります。

今、ふれあいパスは、受益者が半額を負担していかなければというようなお話もありますけれども、今、話させてもらったのは、市の方で運営していたりとか、そういうようなものでありますし、それを現在では高齢者優待制度等で無料又は割引でというような形で利用していると思えます。ひとつその中で、こちらは通告していないのですが、今、高齢者優待制度にかかわって、その市にかかわる施設が無料になっている施設があると思うのですが、今後それが民間委託するに当たって、また受益者負担又は利用料をとるという可能性はあるかどうかだけ、お伺いしておきたいのですが。

福祉部長

今、優待証で無料としております施設は、市の博物館、美術館、文学館、室内水泳プール、総合体育館、おたる自然の村、旧日本郵船小樽支店、高島小の温水プール、鯉御殿、それから公社の関係では天狗山のリス公園ですとか、水族館、交通記念館、それから半額の関係では天狗山のロープウェイ、こういうところが利用施設でございます。なお、今後の料金については、私ども福祉部の関係の施設ではございませんので、私の方からのお答えは、以上です。

(財政) 財政課長

施設使用料の見直しにつきましては、小樽市が経営している施設につきましては、何度か言わせていただいたのですが、他都市の状況やその減免をどのようにした方がよいのかということも含めて、16年度中に庁内の検討をよくして、17年度から値上げするものは値上げすると、減免制度は減免制度でもあるべき姿を検討していきたいと思っております。

森井委員

まだ、ふれあいパスからそれているような感覚にはなっているとは思っておりますけれども、基本的にこれは私個人的な考えですが、ただ、無料というのはいかかなものなのかなというのは、以前から実は思っておりました。実際にどの施設においてもランニングコスト、その他いろいろな管理施設費がかかるわけですから、5円でも10円でもある程度多少なりとも負担は必要なのかなというふうに、自分自身は感じておりました。しかしながら、もともと無料として利用していたものを、有料として使うということに関しては、確かに市の財政は厳しいという中でわかりますけれども、なかなか市民がすぐ納得できるものかどうかというのは、それまた難しい問題ではないかなというふうに、私自身は思っております。

そんな中で、今は市で運営しているものだけの話でしたけれども、このふれあいパスを含めて、空間ビジネスを行っているところが、市だけではなく民間でもたくさんあります。例えば、映画館、ボーリング場もそうです。先ほど出た銭湯もそうですし、ホテルも空間ビジネスとしてよく表現されることがあります。スポーツクラブ又はスキー場、ゴルフ場など、すべて空間ビジネスという言葉で表すことができると思えます。そのような場所に対して、

実際、景気のいい時期に常時それが満席又はたくさんの方々が来るといような状況の中では、私自身こんな発言はしませんけれども、やはり現状その景気の動向の中で、必ずしも常時そのようなところが満たされているわけではない。半額でもいいから、又は一部割引をしてもいいから、少しでも人を入れていきたいというふうに考えている民間企業というのは、小樽にもたくさんあると私自身は思っております。

今後、ふれあいパスというものは、今はJRと中央バスという乗り物に対しての限定ですけれども、今後は中央バスとやりとりをするに当たっても、受益者負担を求めるから、今の助成を削減するというのも、なかなか現状の打合せの中では難しいのではないかなと、客観的に聞いていて思います。今後、その受益者負担だけを求めて中央バスと交渉するのではなく、ふれあいパス自体の有益性というものを出して、今後、中央バスやJR等と交渉していくべきではないかというのが、私自身の意見なのですが、いかがでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

確かに森井委員おっしゃるように、ふれあいパスの、例えば半額負担した中で、プラスアルファという部分で何かそういうものをつけられないかということでございますけれども、映画館にしる、おふるあるいはスポーツクラブ等、いろいろ考えられるとは思いますが、この辺につきましては、実際にタクシーでも、シルバー割引でやっているところもございます。小樽市も高齢化率が高くなってまいりますので、民間サイドでそういったシルバーの部分のビジネスというのは、これからも増えていくのだろうとは思ってございますけれども、現状といたしましては、ふれあいパスにそういった部分で、いろいろなものをつけていくというのは、なかなか難しいのかなと思ってございます。

森井委員

今のようなことをやるのは難しいという以上に、中央バスから2億円を少しでも下げることの方が難しいと、私自身は思います。特にそういう部分で削減をするということは、その分、先ほども有益性という言葉を出ささせていただきましたが、バスにそういう有益性をつける、また、そのような知恵を絞る、工夫をする、さらには、それに伴って行動をしていかなければ、それを削減していくのは、私自身は厳しいのではないのかなと強く感じます。特にそのような有益性のパスがもしてきたのであれば、高齢者だけにとどまらず、今後はこれからの小樽を担っていく子どもたちのためのふれあいパスというものを出していけるのではないかと。先ほどのお話の中で、例えばスキーとか、そのようなものが高齢の方々がすぐできるかということとそうでもないですし、また、水族館とか博物館のようなものも、今でももちろん子どもに対する割引というものはありますが、そのようなものも先々市の財政が厳しいから、子どもに対しても負担をかける、そのような話になっていただきたくはないので、できればそのようなしっかりとした有益なパスをぜひ今後ですね。これは今話させてもらっているのは、ある一例だと思っています。私の知恵だけではなくて、それぞれの所管の方々がいろいろな知恵を絞れば、もっとよい有益なパスができると思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉部長

あらゆるものにバスをといいましょうか、お年寄りも子どもたちもという部分では、現実問題としてなかなか難しい部分があるのかもしれませんが、ただ中央バスとの交渉の中でも、天狗山のロープウェイを、今、半額にいただいています。そういう意味で、例えばグループの系列会社の中で、何らかの付加価値をつけていただくようなことも考えていただきたいというような話も、実はいろいろさせていただいている部分もございます。ただ、これらについて、また、いろいろな広がりを持つという部分では、当然民間の方々と協力、こういう部分でいろいろな課題も解決していかないとならない部分もあるかと思っておりますので、じゅうぶん私どもも研究課題として、これから取り組んでいきたいというふうには考えてございますので、よろしく願いいたします。

森井委員

ぜひ検討していただいて、そのようなパスができることを、私自身も願っておりますので、よろしく願いいた

します。

子ども発達支援センターについて

次に質問を変えます。こちら高橋委員からも質問があったのですが、また、12月12日に大島委員からもお話もあったと思うのですが、改めて子ども発達支援センターについて、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。一般質問のときに、保育所の定員拡大と子ども発達支援センター新設のことについて、見解を市長に求めたのですが、そのときにこの支援対策についてでありますけれども、子育て支援は子どもを生みやすく育てやすい環境づくりが最も重要なものと考えておりますというお話がありました。子ども発達支援センター新設について、もちろんこの意向を受けた中での施策だと思っておりますが、そのことだけ一言お願いいたします。

(福祉) 児童家庭課長

先ほど、高橋委員のご質問でもお答えいたしました。子育て支援の一つと位置づけておりますのは、先ほど申し上げましたとおり、今、小樽市でそれぞれの施設が担っております言葉の問題、あるいはさまざまな障害対応する窓口、そういったものを一本化する、センター化するということによって、それぞれ保護者のいろいろな心配事についてのご相談、あるいはこういった施設に行って相談したらいいのかといったような不安、そういったものをセンター化することで、まずはその市の窓口としては一義的にそのセンターで対応をしていけるといふ、そういった意味合いを含めて、今回この支援センターの新設を検討しているところでございます。

森井委員

質問の仕方が下手だったみたいで。子どもを生みやすく育てやすい環境づくりのために発達支援センターはつくられるということで、よろしいのですよね。

(福祉) 児童家庭課長

広い意味では、発達支援センターを立ち上げるというのも、乳幼児の療育指導あるいは相談、そういった部分について機能的にしていくという、そういった意味では子育て支援の一つの形態というか、一翼になるだろうというふうには理解しております。

森井委員

子どもたちのためのそのようないろいろな施策が、今、行われているのだなとは思ってはいるのですが、そんな中で、幼児ことばの教室の方々から陳情が出ていると思います。こちらの方も、皆さん既にご存じだと思っておりますが、その陳情に対し、870名の方が署名をされています。こちら、内容はご存じだと思います。これについて、率直に感想を一言お願いします。

(福祉) 児童家庭課長

議会の方に陳情書という形で提出されておりますし、市の方にも要望書、ほぼ同じ内容での要望書が出されております。私どもも当然見させていただいておりますが、その中で4点ほど陳情者の考え方、意見というものが載せられております。利便性が悪くなる、施設設備の関係あるいは学校との連携、そういった部分が延べられているわけですが、先ほど教育長からも答えましたが、私どもといたしましても、その発達支援センターという、そういった位置づけの中で、現状あります稲穂小学校の施設を利用しての指導・療育といったものが可能なのかどうか、あるいはどういう条件を整えればやっていけるのか。支援費制度の中での事業ということで検討しておりますので、北海道とも協議を進めながら、こうした出されている要望について、できるだけおこたえできるよう努力もし、話合いも進めていきたいというふうに考えております。

森井委員

ぜひそのような形で進んでいけたらと思っております。今、教育長のお名前も出ましたので、教育委員会の方にも質問させていただきたいと思っております。

中学校の適正配置において、いろいろな課題又は反省点等があったと思うのですが、それを考慮した中で、

今、小学校の適正配置というのは、慎重に、保護者の意見を集約して、一步一步進み始めているのだと思います。そんな中で、この発達支援センター新設というのは、さくら学園や幼児ことばの教室等の、結果的にいうと、適正配置というか、統合ないし、もし移設という形になると、もともと稲穂小学校に設置されているその場所は廃校というような形で、いわゆる同じような条件の下で行われていると私自身は思っております。小学校に対しては、それだけ慎重かつ一步一步進んでいる状況において、いろいろな子どもたち又は保護者の意見を集約している中で、この発達支援センターについては、あまりにも期間が短く急ではないかなと、私自身はそう感じているのですけれども、いかがでしょうか。

(学教)学務課長

小学校の適正配置に比べて、あまりにも性急ではないかということでございますけれども、私どもは先ほども高橋委員に話しましたけれども、11月に保護者の説明会、それから同じく11月の末に親の会の説明会という形で説明会を開いて、当然1回目の説明会がありましたので、今後も実施するということは、先ほども話しました。小学校の適正配置は丁寧にやっているということでもありますけれども、私どもは幼児ことばの教室の発達支援センター化に向けては、性急ということではなくて、やはり保護者の方々とじゅうぶん話をする中で、説明会でも申し上げておりますけれども、意見を聞きながら進めていきたいというふうに話をしてございます。ですから、そういった中で先ほどいろいろ福祉部の方で申し上げましたけれども、利便性が悪いだとか、それから設備の関係、あとは連携だとかということがございましたので、そういったことをじゅうぶん踏まえて、丁寧に進めていきたいというふうに考えてございます。

森井委員

期間だけの問題ではなくて、今、学務課長もお話しされたとおり、その保護者の気持ち、又はその子どもたちの気持ちがどのように酌まれるかということがとても大事なのだと思っております。ぜひこちらのことに関しての見解を教育長に一言お願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

教育長

幼児ことばの教室にかかわってのことが中心だったと思うのですけれども、幼児ことばの教室に通われている保護者の立場からいえば、子どもたちの言葉の発達について心配であると、そういう意味でことばの教室に通っていると。ことばの教室は稲穂小学校にあると。教育的な立場でのそういう施設であるということで、言葉の発達がまだ未発達であるけれども、それは障害ではないのだよという、そういう保護者の気持ちがそこに反映しているのだらうと思います。ですから、稲穂小学校における施設の活用は、これからもじゅうぶん福祉部と連携の下で協議をしなければいけない、そう思っております。

森井委員

今回の子ども発達支援センター新設に伴う一元化ということは、決して悪いことではないと思っております。必ずしも言語障害というのか、それ一つだけではなくて、肢体不自由又はいろいろな障害を抱えて、どちらの相談の窓口に行けばいいのかということで、なかなか相談に行けないという方もいらっしゃると思いました。しかしながら、言葉が本当に少し不自由なだけで、そのような総合施設の窓口に行くのは、逆に抵抗がある方もいらっしゃるというような話も聞いております。いろいろな親の方々がいらっしゃいます。いろいろな子どもがいらっしゃいます。それぞれ一つ一つにしっかり対応できるような体制を、市として組んでいただけたらなと、改めて最後に要望して終わりたいと思います。

委員長

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。